人なるかは、本多氏の『魂の外交』の著に於て詳に説かれてゐるから、私は特に説かないが、要するに至誠一貫、内外表裏なき人である。彼の莫逆の親友杉浦重剛が、彼が明治三十八年一月ポーツマス會議より歸米、更に病軀を提げて支那に使ひせんとしたとき、贈つた餞詩に、

自レ出二茅廬一幾變遷　南船北馬十餘年
神州諸葛身便膽　要レ握堂々宇内權

といつて、彼を日本の諸葛に比し、更に膽力を具へた英傑としたが、蓋し最も能く彼の眞骨頭を道破した語であらう。彼は確かに外交界の偉才であつたが、その本領は諸葛の謹慎、忠誠にあつたことに疑がない。彼は常に日本魂を以て、日本の生命とし、自分の心はたゞ誠の一字のみだといつてゐたといはるゝ。彼は極めて率直な人で、平常の談話などに餘り巧言を使ふやうのことはなかつた。

小村が露都駐劄公使として始めて赴任して、皇太后に謁見すると皇太后は、

皇帝陛下も、先年貴國で受けた疵が、時候の變り目に何時も惱みましてね

といふ、これは皇太后のきまり文句で、日本の公使は、この語で先づ最初に恐縮してしまうのである。小村は、この語を聽くと、

さやうでございますか、實に困つた事には日本にも、御國やら外の國やらにあると同樣に時々あのやうな氣狂ひが飛出しますので、これは困つたことでございます。

と答へたので、それ以來、皇太后はこの語を持ち出さなくなつたといふ。當時世界のどの國からも恐怖されてゐた露國皇太后に、小國日本の公使として、氣狂は何處の國にもありますといふやうなことをいつてゐるといふのは、率直と剛毅の彼のみの能くすることである。

またポーツマス講和全權として出發に際し、首相官邸で送別午餐會が催された。伊藤・山縣・松方・井上の四元老に内閣大臣悉く會した。食卓での雜談中、元老の一人が外交思出の自慢話をされた。すると平生寡默の小村が、

ヱー、たゞし戰時の外交はどうも、藩閥の御方には御得手でないと見えまして、何日も藩閥外のものに御頼みになります。

とやつて、なみゐる大官方をはら〳〵させたといふ。小村のかやうなことは、意あつてやることか、無心でやることか知らないが、とかく急所に當るのが面白い。本多氏が、小村魂即ち小

村外交で、小村の毅然たる人格がその外交となつたといふのは、かゝることであらう。また杉浦重剛は、彼を評して、

小村は偉いよ、信じたことは何事でも思切つてズン〳〵やる、僕等はとても及ばぬ

といつてゐた。要するに彼には直情徑行、自然の趣があつた。毫も裝飾がない、彼の地位に居つて、赤貧洗ふがごとく、またこれを隠さうともしなかつたのである。彼がポーツマスに使ひするときの心構もそれで、別に變つたことはない。彼は至誠國家に盡すといふだけであつた。出發のときは病氣でなかつたが、もとより健康ではなかつた。斃れて後ち止むといふのが彼の信念である。

この小村の心構は、ウイッテの芝居かりのそれとは全く趣を異にした。これは小村とウイッテの個人的相違といふよりも、日本魂と露國魂、日本式と露國式の相違であつたといひたいのである。

それにウイッテと小村との外觀の相違が亦對照の妙をなしてゐた。これは、本多氏の著書に詳細に比較されてあるが、ウイッテは露西亞人中でもズバ抜けた大男で、六尺を超えてゐた。小村は日本人中でも小男の方である。小村の擧止端正、ウイッテは粗大にして氣品に乏しいがしかし、流石は大國の元老政治家たるの貫祿を備へてゐた。兩人の對照は極めて注目されたといはるゝ。

ウイッテは、嘗て小村が公使として露都にゐたときから知つてゐるが、もとより二等國の公使として見下してゐた。それに今度は、事實上の戰敗國の代表として對するのだから、自づと負けまいと傲然たる氣分があつた。兩人折衝の談判筆記を見ると、その氣分が十分現はれてゐる。小村が循々と理を說くに反して、ウイッテは傲然と頭から抑へつけやうとする。小村のネバリとウイッテの强梗が特に感ぜらるゝのである。ウイッテは、小村に就いて次のやうにいつてゐた。

予はこの際に於て、予の主たる敵手、小村に就て一言しよう。私は小村全權を嘗て彼が公使としてペテルブルグに在任した當時から知つてゐた。彼は政治家としては勿論優れた點を有つてゐた、唯だその外貌と態度は甚だ揚らないものであつた。同じく日本の政治家で私の判つて居る者だけに就いて見ても、伊藤・山縣・栗野・本野の諸氏はヨーロッパ人

に比べて遜色のない容貌や態度を持つてゐた。併し小村だけが、此の點を缺いて居つたのは、この際決して彼の利益ではなかつた。

ウイッテは竊かに小村與みし易すしと思つたであらうが、そうは行かない。私はこゝに兩者の何づれが勝つたか、敗けたかといふことは差し控へるが、公平なる第三者の語を假りて兩者を評しよう。ルーズベルト大統領が講和會議の後、九月十二日、サーヂョルヂ、トレヴェルヤンに贈つた書翰に兩全權の批評をしてゐたが。彼は、先づ我が小村に就いて次のやうにいつてゐた。

予は、日本人は啻にこの三ケ月間に於てのみならず、予の大統領となりし以來の既往四年間を通じ、予に極めて好感を與へた。彼等は常に予に眞實を語つた、彼等は極めて秘密性を有し、予は彼等に接するに至りし後、程なく凡そ彼等の言を聽くに方りては、その明かに紙面に書き下せる以外に、一字をだに加へて解すべからざるものなることを悟つた。けれども今日までの所では、凡そ彼等が現に言明したる所のものは、彼等必ず實行するものと、予をして全然信頼するを得さしめた。殊に彼等は彼等自身の精神を互に解し、常に協同して行動する。然るに露國人に至りては、互に各自の精神を解せず、互に相牽制し、他に向ては虚言を弄し、遂には己れ自らを欺くの危險に身を陷らしむるを知らず、且極めて不健全、且普遍的の腐敗と利己とを示した。

大統領は、かやうな觀察によつて、眞率にして扮飾なき小村を好み、小村を信用したのである。この個人的信用が、如何に我が外交を有利に導いたかはいふまでもない。次にウイッテに就いて、かういつてゐた。

予はウイッテは現下の露國に於ける第一人で、同國の大公運の間に處して、好人物過ぎはせぬかと思ふ。予は彼を面白く感じた、しかし予は彼を好むとは云ふを得ない。何となれば、彼の大言自負は、啻に愚を示せるのみならず、之を日本人の紳士的なる自重、自制に比すれば驚くべき粗野であるからである、且予は彼を高尚なる思想を全然缺ける甚しき我儘者と見た。例へば、彼は予に對し、土耳其をして巴爾幹に優勢國たらしめ置くは、露國の利益なり、勃牙利をして土耳其に代はらしむるが如きは、勃牙利が善政を施き、南歐に一大スラヴ國を建設するに至るの虞ありとの理由にて、露國に取りて甚だ好しからずと爲

し、土耳其の生命は長久ならんことを望むといふが如きことを眞面目に語り、剩さへ、勃牙利の善政の如きは、感情論としては可ならんも、感情は實際的政治に用立つものにあらずとの殘忍なる說をも吐露した。予は思慮ある自利は沒利害的感情と併行せざるべからざるを充分諒解するも、而も實際的政治は誠實且沒利害的感情を基礎とするに非ざる限りは極めて卑陋なる業なりとの持論を有するので、予は賢明なるウイッテに對し、侮蔑の情を禁ずる能はざるやに感じた。（○倍夫涛平二大外交の眞相）

ウイッテも、ルーズベルトの氣分は覺つてゐた。彼は『私の長談義はルーズベルトに氣に入らなかつたらしい、彼は初會見のその日に「あなたのやうな考へ方では講和の成立は困難だらう」といつてゐたから、私は「講和問題は成行き次第でどうでもよろしい、若し大統領が最初から成立の見込みがないと考へるなら、餘まり深入りするのも無駄である」と答へた』と自分の回想記に書いてゐた。ルーズベルトが、芝居じみたウイッテの氣どつた心構へよりも、自然にして飾らざる至誠の人、小村を高く評價したことが能く想はるゝのである。

かやうに講和會議の全權使節としては、私は我が小村使節が能くその任を盡くしたことを信ずる。尠なくとも露國魂、露國式よりも日本魂、日本式の成功を信ずるのである。しかし、私が彼に經綸の外交を許して、未だ折衝の外交を許さゞる所以もそこにある。尤も私の折衝の外交とは、たゞ會議場内の談判、折衝の術のみをいふのではない。敵手をして我が要求を認むるを餘儀なくせしむる内外の情勢を作ることである。米國のごとき輿論主義、人氣政治の國に於ては特にそれが必要である。ルーズベルトのごとき指導の地位にある識者は、小村の至誠を愛し、日本の要求の無理からぬことを十分に承認しながら、一般多數の輿論に引きづられて、認識しながら思はぬ方に行くことがあるのである。

かやうな國情に處するに於て、小村はウイッテに一籌を輸したのである。ウイッテは前に記したごとく米國に著くや、新聞記者の操縱に特に意を用ゐた。八月二日紐育に著くと埠頭に群らがつた諸新聞代表者を船中に迎へ、豫て隨行の新聞操縱係のヂロン博士に起草させた『米國の公衆に告ぐ』と題せるメッセージを朗讀せしめ、米國新聞紙の勢力の偉大なるを激賞し、米露の傳統的國交に訴へて米國民の同情援助を請望した。列座の諸新聞代表者は大喝采を以てこれを迎へ、甚大の好感をウイッテに捧げた。新聞記者との接觸は、兼ての計畫であつたのであ

る。

彼はまた紐育市内には、約五十萬のユダヤ人がゐて、その多くは、露國を追放された人で、露國を怨望し、ウイッテが來たら暗殺するといふ計畫さへあると注意されたが、ウイッテは到著後、直に自動車を走らせ、大使館員一人を隨へただけで、ユダヤ街を訪づれた。最初は不思議さうに横眼で見てゐたが、彼は幾人かのユダヤ人を呼び止めて、親しさうに露西亞語で話しかけたので、ユダヤ人も次第に、彼の周圍に集まつて來て、親しみの態度を見せるやうになつたといふことである。

かやうな人心收攬によつて輿論を指導するなどいふことは、小村の出來ることでなく、またやらうとも欲しなかつた。しかし、最初彼が、著米當時は非常の人氣であつた。彼がハーヴアート大學の出身であるといふことは、特に歡迎された。米人は彼を視るに宛然自國の外交家を以てし、多大の同情を寄せ、彼の評判は嘖々たるもので、ホテルに於ける朝夕の食品まで、新聞に記載された程であつた。しかし、ウイッテ著後は彼の宣傳に壓される傾向があつて、人氣は彼に奪はれる傾向があつた。ウイッテはその傾向を見て、益ゝ大がかりの宣傳を試みたのである。彼は回想記に次のごとくいつてゐる。

それに、もう一つ私の都合のよかつたのは、日本全權一行の態度であつた、彼等はヨーロッパ各國の大官達がする樣な尊大な態度で、アメリカ人社會の指彈を招く事はなかつた。しかし、その秘密主義と陰氣な態度が、殆んど正反對に開放的なアメリカ人の人氣に投じなかつた、私は談判の初めから、彼等のこの缺點に氣づいたので、これを利用することを思ひついた。そこで談判開の劈頭に提議した、

私がこの席で言明することは總べて全世界に向つて訴へようとする所である、ロシア皇帝から全權を委任された私には何等の秘密はない、故に私は日々の交渉談判の經過を新聞に公表することを冀望する。

私は日本側が、これに反對することを豫見して提唱したのである、果して日本側は同意しなかつた。この私の提議と日本側の拒絶は、直ぐさま新聞記者の知るところとなつた、これが日本側に對する好意の原因となる道理はなかつたことは勿論である。

結局、會議の度毎に書記の手で會議の記錄を作製し、双方の全權の檢閲を經た上で、各新

聞記者に交付することに決定した、その記錄が要領を得ない原因は日本側の檢閲のためだといふ評判が立つた。

私は大統領その他の人々と話す場合とも、ロシアは滿洲の野で多少は失敗したが、それはロシアに取つて大したものでないと言ふ態度を示してゐた。

かやうな露國側の巧妙な宣傳と我が全權の正反對とも見らるゝ行動が、米國民の輿論と人氣とを逆轉したことは無理ではなかつた。ルーズベルトが、講和會議がデツドロツクに乘り上げたときに、日本は既に戰役の目的を達した、償金を得んがために、談判を破裂に導くのは、文明世界共通の感情を失ふことになるといつて、日本を制肘して、その反省を求むるに至つたのは、米國輿論の逆轉に刺戟された止むを得ざる結果であつたといはるゝのである。彼が八月二十三日ローマ駐劄米國公使ホワイトに贈つた書翰に彼の苦衷を述べてゐた。

予は日露兩國を講和せしめんとて、苦悶の絶頂にある。露人は最惡である、何んとなれば彼等の愚鈍は支那人又はビザンチンのそれに學び、又彼等は戰敗者と自覺するを肯ぜず、事の眞相を飾りなく直截的に語るも、擧げて殆んど効がないからである、而して他方に於ては、日本人は單に金錢を得んがために續戰すべき何等の謂れなく、若し强て續戰せば、己れ自身の成果を敗滅せしむるに至る、英國政府の愚なる日本に穩當なれと忠告するに躊躇してゐる、この點に於ては獨佛兩國政府の態度に比して遙かに若かざる觀がある、予は好結果を齎すに就いて多くの期待を有せざるも、能ふ限りの努力は尙ほ之を盡す考である。

これ等のことを考へると、私は小村の人格を賞し、その經綸を稱するが、彼の外交には無條件の贊辭を捧げることは出來ないのである。しかし、彼の外交を以て全々の失敗とするのでないことはいふまでもない。これは、當時の歐米諸國の新聞を見ると明かである。彼等は何づれも日本の講和條約の成功を論じてゐた。八月二十二日の紐育グローブ紙は次のごとくいつてゐた。

露國は今や旅順口を棄て、其境界を拳匪變亂以前の舊狀に復することに同意したから、日本はその宣戰の目的を遂げたといふべきである。また千九百三年の日本の外交文書が、同國の安全及び東洋永遠の平和に缺くべからざる一切の事項を餘蘊なく發表したものとするならば、同國は更に續戰するの必要がない譯である、日本が滿韓の事項以外に要求すると

ころあるは、即ちその邦家の安全に關し、絶對に必要ならざる事項を要求するもので、これがために續戰するがごときことあらば、これは既往十八ヶ月に亙る闘爭と全くその目的を異にするものといはねばならぬ、若し露國が千九百三年に滿洲を撤退し、且つ韓國に干渉せざるに同意したりとせば、日本政治家中、誰か、サガレンを獲得するために開戰すべしと唱道するものがあつたであらうか、同島の日本に取て必要なるものにあらざることは、二年後の今日に於ても、當時と異なる所がない、

といつて、日本を誡しめてゐたが、既にして日本の讓歩によつて講和條約の成立せしと聞くや日本政府の輕佻な民衆の言説に惑はず、飽まで國利擁護の眞路を脱しなかつた冷靜なる智慮を稱讃してゐた。○八月二十九日論文

その他、世界の新聞は、日本の讓歩によつて講和の成立せしことを稱揚し、日本の寛裕を稱へ、○セントルイス「グロブ・デモクラット」日本の雅量を賞し、○神戸「ジヤパンクロニクル」或は日本の大度を稱した、○上海「ノース・チャイナ・デリー・ニウス」或はまた日本の行動は、千八百六十八年、ビスマルクが、墺國に對して取つたものと同一なりとし、日本の深謀を稱するものもあつた。曰く『ビスマルク公が墺國と和約締盟に際し、再三指示せる教訓を服膺したもので、飽まで眼前の利益を謀り、却て將來を危くするの愚を避け、將來久しく善隣の好を結ぶべき露國と親交を重ね、時に或は墺獨兩國の場合に於けるごとく、日露同盟の素地たるを得べき條件を以て、講和を遂げたり、これを酷評すれば、この措置は聰明なる利己心より出でたりと稱すべく、敢て敵に對する寛大なる所爲と稱するを得ざるべきもとにかく、第一流政治家たるに愧ぢざる識見に基づくものといふを得べしと、日本政治家の深謀遠慮を稱してゐた。

講和條約に對する國内輿論は、外國のそれとは正反對であつた。國民は悉く外交の失敗を痛擊して止まなかつた。元來國民は何を望んでゐたのであらうか、所謂七博士といはれた中の戸水寛人、岡田朝太郎、中村進午の外、建部遯吾、杉浦厚、渡邊千冬等が三十八年六月十一日講和會議の愈〻開催さるゝと聞いて、講和條件の最小限度なるものを決議し、これを公にしたことがある、その條件といふのは、

一、償金、參拾參億圓

一、土地　(一)樺太「カムチャツカ」のみならず、沿海州全部、(二)遼東半島に於て、露國の

有せる權利を讓與せしむ、(三)滿洲に關しては日清兩國の決定する所に任すべし、

一、物　(一)東清鐵道及び其敷地の讓與、(二)シンガポール以東に在る露國逃竄軍艦其他軍用船の讓與、(三)滿洲に在る露政府の礦山、其他の建設物

一、國際役務　(一)太平洋並に日本海に露國をして艦隊を置かしめざること、(二)バイカル湖以東に於ける露國守衛兵を制限すること、(三)露國は日本の承諾を得ずして清國の土地に關する利益を得べからざること

といふのである。最も事理に通ずるとする大學教授、博士等がかやうな條件を以て、講和の最小限度としたから、一般國民が戰勝に醉うて、多大過度の要求を爲し、これを當然と考へてゐたことは無理でなかつた。しかも、成立した講和條件が、前述のごときものであつたから、それに滿足しなかつたことはいふまでもないことであつた。河野廣中・小川平吉・大竹貫一等の對外硬の人々は、九月五日日比谷に國民大會を開いて、帝都を騷擾の巷と化し、七博士等は九月二十一日上奏書を闕下に捧呈して批准を拒否したまはんことを請ふに至つた。これに倣つて上奏書は續々と捧呈された。彼等は、何づれも講和條約を以て、我が宣戰の目的を達するものでないといつてゐたのである。

外國新聞のいふことが正しいか、國內の攻擊が正しいか、我が外交の成功、不成功かは論ずることでないが、我が國內をあれだけの混亂に陷入れ、恐れ多くも痛く宸襟を惱ましたてまつつた、我が政府當局の責任の輕からざるはいふまでもないことである。我が政府當局は戰時に於て國民を煽揚することを知つて、これを適當に抑制することを知らなかつたからである。つまり戰勝に醉つた國民を覺醒し得なかつたのである。この點に於て、小村外相もその責任を免かるゝものでない。彼が米國新聞や輿論を操縱し得さりしために惹起した我が不利と同一の責任を負はねばならぬ。しかし、これ等のことを彼の責任とするは彼に對して全く氣の毒である。その責任は主として桂首相や元老等その人にあらねばならぬ。小村は一外交官であつたことを忘れてはならない。

されば、私は小村の責任を責むるよりも、彼が最初から、國民の不滿を覺悟し、我が一身を犧牲に供して、講和の成立につとめたその精神は、昭和七年に清國に使ひした大久保利通の意氣があつたと思ふ。彼のポーツマスに臨む意氣は、下ノ關に抵る陸奥・伊藤のそれに勝さるも

のがあつたと思ふ。私は彼を大政治家とし、大外交家と呼ぶことに躊躇するが、彼が至誠一貫の外交家たりしことを斷言し得るのである。

當時に於ても志あるものは、我が國內輿論を遺憾としてゐた。谷干城は、『始めに仁義を看板にかけ、武士道を唱道し、終りに隴を得、蜀を望み、鄙劣の慾心を發露せば、仁義も武士道も滅茶々々と爲す者也』（九月十日、吉田某宛書翰）といつてゐた。國民は外交家を咎むる前に、深く自省する必要があるのである。終に臨んで、私は當時の政府當局をして、あのやうの失敗をなさしめた原因は、當時の外交が官僚の外交で、未だ國民外交でなかつたといふ眞因を摘抉するだけでこの章を終ることにする。

ハリマン協定の破壞

小村の經綸外交として特筆せらるべきものは二三に止まらないが、私はこゝに桂・ハリマン協定の破壞を擧げてることに止める。他は拙著近世日本外交史に讓ることにする。

米國の鐵道王ハリマンは、極東問題に興味を持つてゐたが、その第一に著目したのは南滿鐵道であつて、その經營權を掌握し、更に進んで東淸鐵道を買收し、西伯利亞鐵道の通過權と支配權とを得てバルチック海に達し、以て太西洋を橫斷し、最後にその勢力下にある米國鐵道と連絡する、一方南滿鐵道から、錦愛鐵道をその手中に收め、これを延長して、ベーリング海峽に出で、アラスカを經て米國線と聯絡する、かくして世界一周通路を實現し、自己の支配下に置くといふ大計畫を立てたのである。

ハリマンは、この大計畫を抱いて、明治三十八年八月、本邦米國大使クリスコムの勸誘に依つて來朝した。我が朝野は非常な歡迎を以て彼を待遇したのである。滯京中、彼は桂首相を始め、諸元老と會見を遂げ、その世界一周路開設の計畫の一部として、南滿鐵道の日米共同管理を申出たのである。この提案には、元老井上馨が最も贊成したといはるゝ。井上は戰後露國の復讐を極端に恐れてゐたので、南滿鐵道の日米共同管理は、日露の緩衝地帶となると信じ、かゝる好機會を逸するは愚の極であるとさへ公言し、桂首相に勸奬した。かくて桂首相の意も動き十月十二日、桂、ハリマンの間に滿鐵日米共同管理に關する豫備協定覺書が交換さるゝに至つた。ハリマンはこれを携へて、同日歸國の途に就いた。覺書の要は次のごとくである。

日本政府の獲得せる滿洲鐵道竝に附屬財産の買收、該鐵道の復舊、整備、改築及延長竝に大連（ダルニー）に於て鐵道終端の完整及改良の爲め、資金を整ふるの目的を以て一のシンヂケートを組織すること、

兩當事者は其取得したる財産に對し、共同且均等の所有權を有すべきものとす、別約に依り、鐵道に關連せる炭坑採掘の特許を一會社に與ふこと、該會社に於ける利益竝に代表權は共同且均等たるべきこと、

滿洲に於ける各般企業の開發に關しては双方互に他の一方と均等の利益を有するの權利あるべきことを原則とす、滿洲の鐵道は其附屬財産竝に鐵道軌、枕木、橋梁其他一切の線上設備、停車場、建築物、プラットホーム、倉庫、船渠、埠頭等と共に兩當事者の共同代表者の決定すべき實價を以て引取らるべきこと、

會社の組織は其の時機に際し、有すべき須要と狀勢とに適應すべき基礎にて定むべし、日本に於ける狀勢に適應するは得策なりと認めらるゝに付、會社は日本の監督のものに組織することとすべし、尤も事業の容す限り、隨時右に變更を加へ、以て結局代表權竝に監督權を均等ならしむることを期すべし、

ハリマン氏自身に於ては、日本の會社に由り、事業を行ふことに同意したるに付、殘す所は氏の組織者の之に對する同意の件なり、氏は右の同意あるべきを信ず、

日本國と清國間、若しくは日本國と露國間開戰の場合には、滿洲鐵道は軍隊及軍需品輸送に關し、常に日本政府の命令に遵ふべし、日本政府は右等の役務に對し、鐵道が報償すべく、且他の攻擊に對し、常に鐵道を保護すべきものとす、

兩當事者以外のものを加入せしむることは双方の協議と相互の同意を俟て始めて行はるべきものとす、

小村外相が、この報道を得たのは、十月十六日午前十時、講和會議からの歸航横濱埠頭に著いたときである。山座政務局長は船中に小村外相を出迎へて、この驚くべき報告をしたのである。流石沈著な小村さんも、椅子から飛び上らんばかりに驚いた。卓を叩いて、

さうか、そんなことがありはせぬかと案じたから、俺は病氣を冒して歸朝を急いだのだ、こんな事をやられては、日露戰爭の結果は水泡に歸し、百難を排して漸く贏ち得た滿洲經

營の大動脈が、米國に奪はれてしまふではないか、

と斷乎たる決意を告げたが、小村は、その日、明治天皇に咫尺して謹んで使命の復奏を果すと直に桂首相を訪問して、ハリマン協定に對し、斷乎たる反對を述べ、その破棄せざるべからざる理由を詳說し、それから兩三日寢食を忘れて大活動を續け、井上元老を始め、これに贊同した人々を說破して漸く朝議を翻へすことを得た。そこで、十月二十七日ハリマンの乘船が桑港埠頭に著くのを待つて、上野領事に電命して、桂總理大臣の名を以て次の秘密電信を交付せしめた。

帝國政府は本年十月十二日附覺書に記したる諸問題に付、更に一層細密の調査講究を爲すの必要を認めたり、予は本件に關し、帝國政府より更に詳細の通報を爲すことを得るに至るまで、同覺書は一時中止したるものと看做されんことを乞ふ、

次いで、小村は、ハリマンに宛てゝ、桂首相の依賴と稱して、次の電信を以つて、前電（上野領事手交の）を說明せしめた。

鐵道問題に關し小村男爵の歸朝後、同男より聞取りたる詳細なる報告を熟慮し、且本問題に對する清國政府頃日の態度に鑑み、帝國政府は十月十二日の覺書に包含せられたる諸問題を以て、此際爲し得るも、更に一層精細完全なる講究を要するものと決定せり、貴下の知悉せらるゝ如く、ポーツマス條約は鐵道財產を日本に移轉するの件に關し、清國の同意を經べき旨及連絡鐵道業務に關し、露國と協定すべき旨を規定せり、清國及露國との約定締結せらるゝ迄は、果して如何なる權利及財產が移轉せらるべきものなるか、又は鐵道が如何なる收益を期し得らるべきかを到底正確に決定することを得ず、此等の點に關し知悉することなくては鐵道及財產の運轉に關し、日本政府又はハリマン氏の滿足するに至るべき確然たる協定を遂ぐるは畢竟不可能の事に屬す、從つて日本政府はハリマン氏に對し、前記覺書を以て當分中止せられたるものと看做すべきことを求むるは、事の宜しきを得たるものと思惟す、日本政府は成るべく速かに必要なる國際約定を締結するの步を進むべし、斯くの如き約定は後日重要なる變更を必要とすることあるならん、然れども其何れにするも日本政府は他の個人的資本家と協定する前に先づ協議を要するものあり、

ハリマンはこれ等の電報に接し、寢耳に水と驚いたが、十一月三日、一先づ我が申出を承認

し、一時中止を認むる旨を回電して來た。しかし、どうも不滿である、それから東京と紐育の間に、いろ〳〵と策動があつた。十一月十一日には、ハリマンは添田壽一郎（桂とハリマン間を斡旋、通譯の勞をとつた官吏）に宛てゝ、

餘り遲滯なく協定纏まるやう、貴下に於て事態を得られんことを希望す、時は貴重なり、機會は逸すべからず、

といつて來た。そこで、桂首相は添田をして、

本月十一日附貴電に關し、必要なる國際約定を締結する爲め、目下手段を執り居り、其締結に先ち、何等協定を爲すこと能はざる事情は前電詳細陳辯したる通りなりといふの外は唯今の處、何事も回答するを得ず、

とハリマンに返電せしめた。ハリマンは、これを受取つてたが、不平滿々、更に添田に宛てゝ中止の理由の說明を求めるといふ風であつたが、我に於て前議に復へる筈はない。小村外相は、一旦ハリマン交渉を中止すると、滯京一ケ月にして、支那に赴き、ポウツマス條約の結末をつけ、またハリマン事件の善後措置を講ずる爲め北京に到り、清國政府との間に滿洲協約を締結し、滿洲鐵道經營に關しては、日清兩國民の外關與し得ざることとし、第三國の資本投下を阻止することに決定した。そこで、明治三十九年一月中旬、更めてハリマンに對し、滿洲鐵道は日支兩國以外の資本家を加ふるを得ざることとなつたから、豫ての協定は破棄するの已むなきに至つたことを通知した。これでハリマン事件は、一先づ結末を告げた。これは全く小村外交の功績といはねばならぬ。

ハリマンが、折角協定した滿洲鐵道共同管理案を、小村外相によつて打破されたことを憤慨したことはいふまでもなく、米國政府も亦これを遺憾とした。清國政府も、日本の滿洲鐵道の獨專を好まず、日本を懸制するは英米兩國の資本を輸入するにしくはないと考へた。清國のこの意向を體して活躍したものは、奉天米國領事ストレートであつた。ストレートはハリマン協定の黑幕であつたのである。

かくて明治四十二年十月二日、英人で新法鐵道關係者たるロード・フレンチなるものとストレートと共同し、錦州から愛琿に至る鐵道敷設假契約を締結した。これに就き、米國政府は同年十二月十八日、我が國に正式に參加を勸告して來た。小村外相は『該企業に就いては帝國政

府は主義に於て利害關係諸國と共に參加する意嚮を有するも、必要なる細目を承知するに至るを得て考慮を加ふることに致度」旨を答へた。しかし、この問題は露國政府の强硬な反對で不成立に終つた。露國は錦愛鐵道を以て、東清鐵道の競爭線と見做したのである。

米國政府は錦愛鐵道の計畫參加勸告と同時に滿洲鐵道中立に關する提議をして來た。その要旨は滿洲に於ける日露の鐵道を日露兩國竝に英・米・獨・佛六ケ國の資本より成るシンヂケートに於て買收し、該鐵道を六ケ國共同の下に商業的基礎に由りて經營し、これを軍事上竝に政治上の目的に使用せずといふにあつた。この提案は同時に英・佛・獨・露の諸國に對しても同時になされた。

米國大統領タフト、竝に國務卿ノックスがこの提議をなすに至つたのは、固よりハリマン協定の破棄を遺憾とし、その代案として試みられたもので、その內部にハリマン、ストレートが活躍したことはいふまでもなく、清國はこれを實現せんとして、必死となつて運動したことに原因したといはるゝ。だがこのときは、日露の滿洲に於ける提携は完全に成立し、兩國は相提携して第三國に對抗せねばならぬといふ諒解が出來てゐたので、明治四十三年一月二十一日及び同二十二日、兩國政府は相互に拒絕の回答をすることになつた。その要旨は次のごとくである。

滿鐵中立計畫は、ポーツマス條約及び北京條約違反である、又日本は滿洲に於ける現狀より推して清國の他の部分と異なる鐵道行政制度を採用することを正當とする理由を見出し得ない、又門戶開放の問題に至つては、滿鐵は全然商工業の目的にのみ使用せらるゝことになつてゐるから、清國內の他の地方に於けるよりも一層廣汎なる意義がある、又鐵道の經理に關し、列國共同制度は經濟上よりも政治上の必要に重きを置かれる傾向を生じ、又責任の歸一せざる結果、公衆の不利益と事業の廢弛を來すであらう、

最後に南端に於ける我が商工業の發達は、鐵道行政の國際化に依つて大打擊を蒙る危險がある、日本國民の生命財產の保護の見地よりするも、之を爲し得る唯一の機關である鐵道を放棄するは、信義と責任とに顧み、到底これに同意し得ない、（○國為守之助、帝國外交の基本政策）

かやうにして、日露の强硬の反對あり、英國も日本の意向を重んじて、米國に贊成しなかつたので、この提議は遂に不成立となつた。これは全く我が小村外交の功績である。若し、小村

かハリマンの協定を破壞し、ノツクスの提議を拒絶しなかつたならば、日露戰役の唯一の獲物であつた南滿洲鐵道も米國の所有に移つてしまつたかも知れない。南滿洲鐵道を中心として發達した滿洲と帝國との關係を思ふものは、小村外交を多しとするであらう。

七　加藤高明の外交

信念の外交

加藤は霞ケ關正系の外交家といはれない。或は彼を外交家と呼ぶに異議のある人もあるやうであるが、私は、彼を以て維新以來の三大外交家とし、經綸に於て小村に次ぎ、折衝に於て陸奥に次いだ人で、その所信に邁進するの强烈な意志に於て大久保にも劣らぬ概のあつた人と信ずる。石井菊次郎氏は、加藤は伊藤・山縣等は腰が弱くて困ると常に口にしてゐた、その反動でもあらうか、彼は聊か腰が强過ぎた樣にも見えたといつてゐた程である。たゞ石井氏が惜んだごとく、彼は折衝外交に於ても、其の敏腕を發揮すべき好機會に多く遭遇しなかつたので、彼が外交家としての眞價が多少未知數に終つた感があつたので、こゝに少しく外交家としての彼の眞骨頭を尋ねて見よう。

彼は外交家としては大隈に養成され、大隈に推輓せられ、大隈を援け、大隈と共に働いた人で、そこに彼としての得失もあれば、長短もあつた。彼が大隈との關係は、明治二十一年、外務大臣秘書官として勤務したことに始まる。當時大隈外相の名を以て發した文書は多く彼の起草したもので、極めて精彩を帶びたものであつた。また加藤が後年强硬を以て內外に畏敬された外交振りは、多くの大隈の外交振りに學んだものであることに疑がない。

こゝに加藤の强梗な外交振りが、その師、大隈を困惑せしめたといふ、極めて興味ある一例がある。

明治三十年五月、大隈外相のときである、元老伊藤博文は有栖川宮威仁親王に隨行し、英國皇帝ヴキクトリア即位六十年祝典に參列することになつた。大隈は外相として、伊藤のごとき有名な政治家が、親王に隨行して渡歐することは大に國威をたかめるばかりでなく、公のごと

き人が、彼の地の大官政治家と面會して、帝國の近情を説明することは、帝國の外交を裨益すること尠くないといつて、その差遣に多大の贊意を寄せてゐた。

伊藤が前總理大臣で、大勳位侯爵の身を以て、たとへ宮樣にせよ、一隨行員として渡歐するといふことに就いては、いろ〳〵の議が行はれた。或る人はこれを非とし、一隨行員などでは國威を辱かしむるものであるといひ、或る人は流石は伊藤で、一身の面目を顧みず、一に君命にのみよつて動くのは偉いと賞賛した。だが英國駐劄特命全權公使加藤高明は、前者に屬し、烈しく伊藤隨行説に反對した。その意は伊藤がたとへ日本の大政治家たるにせよ、英國政府としては一隨行員の待遇だけさへ與へない、私もそれ以上に待遇を與へることも、要求することも出來ない、清國の張蔭桓は伊藤とは比較にならぬ小人物だが、今回は清帝の代表として來英するから、その資格相當の待遇を受くるから、伊藤とは同一の比であるまい、伊藤はこれに滿足するも、國家の體面を如何にするかといふので、伊藤差遣の通知に接すると、五月五日酷しくその失策を鳴して大隈に書面を贈つた。

扨此度ハ當國女皇陛下ノ即位六十年祝典擧行ニ付、我帝室ヨリハ有栖川宮殿下ヲ派遣セラレ候由、前日申上候通リ若シ特使御派遣ノコトニ相成候ハヽ、同宮ヲト希望致居候儀ニ付、眞ニ喜ハ敷奉存候御來著ノ上ハ精々努力御使命ヲ完フセラルヽニ付應分ノ御奉公致度ト物ニ希圖罷在候○中略　夫ハ扨置キ最モ小生ノ驚キ且痛歎ニ堪ヘサルハ今朝接受ノ貴電ニテ承知シタル伊藤博文氏カ宮殿下隨行ノ一員トシテ來英スル一事ニ有之候、兼テ斯カル事モ出來ンカト萬一ノコトヲ豫想シテ當初何人カ遣サル、儀ナレハ親王家ナラサルヘカラス云々ノ卑見申進置候處、當時隨分大早計トモ考ヘタル萬一ノ豫想實際ト相成リタルハ（體裁ハ違ヘトモ）如何ニモ不思議ト申ス外無之、尤モ昨年露國ヘ二名ノ特使ヲ派遣セラレタル不都合ニ顧ミラレタル儀ニモ可有之、又幾分カハ小生ノ建議ヲモ酌酌セラレタルコトト相見ヘ、此度ハ特定ノ資格ナク、殿下ニ隨行ノコトト相決セラレタルハ、昨年ノ例ニ比シテ體面上大ニ相異ナリ候得共、又此御決定ニ關スル不都合尠シトセス、其故ハ既ニ當初御發表ノ隨行員ニテサヘ、英國政府ニテハ過多ナリトノ感覺十分之レアル處ヘ、又之ヲ增シ而モ其人ハ通常ノ官吏ニアラスシテ、外國人ノ眼ニ映スル所ニテハ、日本稀有ノ一大人物ト認メラル、所ノ人ナレハ、其待遇方ニ就キ、英國政府モ稍ヤ當惑スルコ

ト可有之、左レハトテ宮ノ隨行トアル以上ハ他ノ隨行員ト著敷相違アル待受モ相成間敷彼是隨分困却スルコトナラント被察候、小生ニ於テモ亦其人ノ勳功爵位ハ兎ニ角、表面隨行ノ一員トアル以上ハ、彼レ（英政府）ヲシテ之ニ對シ、殊遇ヲ與ヘシムル樣ノ周旋モ難行屆、尤モ萬一英政府ニ於テ、右等ノ筋合ニ拘ハラス、實際ノ人物ヲ標準トシテ相當ノ待遇法ヲ講スルコトモアラハ、僥倖此上モナキ儀ニ候得共、何分大混雜ノ際ト云ヒ、元來儀式事ニハ冷淡此上モナキ英人ノコトト云ヒ、且ツ事理ニ於テモ爲シカタキ場合多ク、旁多分ハ右等都合克キ工夫モ相付ケ得間敷ト大ニ苦慮致候、加之ノミナラス伊藤其人ノ實價及性質等ニ就キ、國內ノ批評論難ハ姑ク之ヲ置キ、兎ニ角閣下等ト同シク我帝國現時ノ一大目標タルニハ相違之レナク、然ルニ渡來ノ方法其宜ニ適ハサルヨリ、其地位ト名譽ニ相當スル待遇ヲ受クルコトヲ得サルハ本人ノ爲メ、否帝國ノ爲メ、無此上遺憾ノ次第ニ有之、其事ノ爰ニ到リタルハ果シテ如何ナル原因ニ出テタルコトカ、多分ハ本邦現時ノ一大通弊タル調ユル事情ノ結果ト存セラレ痛歎千萬ニ候、

然レトモ既ニ發表ノ今日今更取消モ難相叶コトト推察致候ニ付、伊藤侯ニ對シテハ氣之毒ナカラ小生ハ職務上ニ於テハ他ノ人々ト一般候ヲモ通常ノ隨行員ト見做スノ外無之、從テ同侯ニ同伴スル隨行員アルトモ英政府ト待受準備內協議モ濟ミタル今日又候別段ノ準備ヲ請求スルハ帝國ノ體面ヲ傷ケスシテハ爲シカタキコトナルニ依リ、右ノ廉々豫メ本人ヲシテ了解セシメラレ度、而シテ本人著英ノ上、萬一ノ苦情ヲ豫防セン爲メ右ノ次第本日電信ヲ以テ申上候、夫ト同時ニ伊藤侯ニシテ、若シ他ノ時機ヲ選ミ來英セラルヽニ於テハ、其地位ト名望ニ相當スル待遇ヲ受クルコト極メテ容易ナルヘキニ時機其選擇ヲ過マリ、宮ノ隨行ト云フ以上ハ、其事隨分覺束ナカルヘク、本人竝帝國ノ爲メ、遺憾千萬ナル旨ヲ申添置候、

本人ノ希望カ政府ノ御都合ナルカハ知ラサレトモ、抑モ何故ニ斯ノ如キ不思議ナルコトノ出來スルヤ、到底小生等ノ了解スル能ハサル所ニ御座候、政治的意味ヲ有スル帝王ノ旅行ナレハ格別、純粹ノ儀式事タル今回ノ如キ場合ニ、近日迄ハ總理大臣ノ地位ヲ履ミ、尙ホ其禮遇ヲ受クル大政事家カ假令ヘ高貴ナリトモ一皇族ニ隨テ旅行スルコトハ、他國ニハ比類ナキコトト存候、將又事體ノ宜キヲ得タルコトトモ相考ヘラレス、西園寺氏ノ一私人ト

シテ漫遊シ居ルコソ、却テ奥ニカシク相見ヘ候ナレ、

前文ニ渡英ノ資格ニ拘ハラス、人物如何ヲ標準トシテ之ニ相當ノ待遇ヲ與フルコトハ事理ニ於テ出來カタキ場合多カルヘシト、例セハ宮中ノ儀式事ニ當リ、衆賓ノ席次ヲ定メラルルコトアル節、支那ヨリ來ル張蔭桓ハ清帝ヲ代表スル特派大使ユヘ之ニ相當スル待遇ヲ受クルハ勿論ナレトモ伊藤侯ハ我陛下ヲ代表セラル、親王殿下ノ隨員タルニ過サルコトユヘ其勳功爵位名望人物トモニ張ナト、ハ比較スヘカラサル人ナルニ拘ハラス、彼等ト席次ヲ爭フコトノ出來サルハ勿論遙ニ末席ニ甘セサルヘカラサルノ類ニ有之候

將又伊藤侯ハ政治上ノ用務ヲ帶ヒ來ラル、ナトノ事ハ萬々無之筈ト相心得候處、萬一ニモ當國ソールスベリー侯ナトト政治談ヲ爲サントセラル、コトナキヲ保セス、夫モ私話ノ性質ヲ以テ小生ニ關係ナク、一己人同士ノ意見ヲ闘ハセラル、コトハ勝手次第ナレトモ、聊カニテモ、帝國政府ヲ代表セラル、如キ意味アラハ、此手紙御覽次第、右ノ場合ニ關スル小生ノ心得方御電訓相成度、若シ其訓令ナキニ於テハ萬一右等ノ場合ニ遭遇スルコトアラハ、小生ハ斷然之レニ關係スルコトヲ相辭シ可申候間、右豫メ御承認相成度候、其理由ハ小生ハ閣下ノ命令ヲコソ奉スヘケレ其他ハ何人ノ命令差圖ヲモ受クヘカラサルモノナルニ因ルコト申上候迄モ無之儀ト存候、他ニ種々申上度件モ有之候得共、郵便締切時間ニ相迫リ候ニ付、他ハ凡テ後便ニ相讓候、

と、加藤の面目が躍如としてゐる。伊藤侯であらうとも、公使たる本官を差置いて、政治談をせらるゝならば、本官は關係しない、本官は閣下の命令の外何人の命令差圖をも奉ずるものでないといふのである。

しかし、大隈もこれには困つたことであらうが、伊藤には種々の便宜を與へ、その活躍を冀望したのである。そこに私は、大隈の規模の大きい外交振りと加藤の强硬、嚴正なる外交振りが對照されて、極めて意義あることと思ふのである。

さて大隈が伊藤に何を期待してゐたかは、伊東巳代治が、五月二十四日伊藤に與へた書翰に明かである。實は伊藤の出發後、五月十七日、大隈は伊東を自邸に招き、晩餐を共にして懇談し、彼にその心事を語つたのである。

伊藤侯ノ此度ノ行ハ實ニ滿足ニ堪ヘス、英國ハアノ通リノ國柄ニテ、宗教上ノ關係アリテ

ノ事ナルヘキモ、兎角我皇族ヲ待遇スルニ於テ不滿ノコトアルヲ免カレズ、今度ハ餘人トモ違ヒ、隨員中侯ノ加ハリアルヲ知ラハ、彼等ニ於テモ多少酔酔アルヘキハ勿論ニテ、侯ノ勢望ニ對シテモ其接遇ヲ異ニセサルヲ得サルヘクシテ殿下ノ御爲、帝國ノ爲ニ更ニ重キヲ爲スハ勿論ナルヲ以テ、余ハ欣喜ニ勝ヘス、加之侯ノ見聞ヲ博クセラルルニ於テモ、健康ノ上ニ於テモ、侯ノ巡行ハ殊功アルヘシト思ハル、又侯ノ何等官職帯有セラレザルハ、彼土大政治家ト交際スルニ於テモ、躬責任ノ衝ニ立ツノ人ヨリハ談論ヲ自由ニスルノ便モアルヘシ、余ハ公然外交官等ニ云フ能ハサル事柄ニ付テモ、陰然侯ノ援助ニ依頼セント欲スルモノ尠カラズ、就テハ侯カ英國ヨリシテ大陸ヲ巡遊セラルヽニ於テハ鍋島桂二郎ニ電信コードヲ携シメテ侯ニ悦ハセン積リ也、

侯ハ單純ナル一隨員ナリト云フトモ、戰勝國ノ前首相トシテノ威名中外ニ喧傳セラルル身ナレハ旅中餘程ノ入費アルヘキハ勿論ニシテ且相當ノ散財ハシテ貰ヒ度ニ付、還御次第特ニ御手元ヨリ五六萬金ヲ侯ニ下ケラレン事ヲ御願申上ル積リナリ、是ハ必ス御聽許アルヘシト恐察ス（伯ノ深切面ニ顯レケレハ、小生ハ御厚意深謝、伊藤侯ハ私財ヲ盡シテモ、寸分他援ヲ假ラサル考ナレハ滞在中モ可成儉素セラル、樣被申居候ニ付、閣下ノ言ノ如キ來賜ニテモ有之候ハヽ、定テ意外ニ候半ト挨拶致置キタリ、）伯又曰ク、伊藤侯ト予トノ間ニ於テ、外交上ノ事ニ關シ、公使又ハ書記官等ヲ經由セスシテ往復スルノ要モアラント想像ス、此ノ如ク他人ニ明カシ難キ機密ノ往復ハ、足下ニ御倚頼スヘケレハ、足下ヨリ侯ニ通知アリタシ、予ハ足下カ多年機密ノ局ニ當リ、候ノ信用極メテ厚キヲ知レハ、予モ亦足下ニ十二分ノ信用ヲ置キ、此事ヲ豫メ御依頼シ置ク也、（小生ハ委細畏マリ候、此場合ニ於テハ小生ノ意見如何ニ拘ラス、器械的ニ通信ノ勞ヲ取リ可申ト應諾シ、伯モ大ニ滿足ノ色アリ、）就テハ予ヨリ屢〻訪問モシタシト雖モ、御存ノ身體ナレハ、用アレハ書面ナリ、電話ナリヲ以テ御苦勞懸クルコトモアルヘシ、

かくのごとく、大隈は伊藤をして十分の活動をなさしむるには、旅費が潤澤でなければならぬ、それには陛下に御願する外にないといふので、陛下が京都から還幸あそばさるゝを待つて奏請するつもりであつたが、當時東京その他で、麻疹が流行、危險のため、還幸が延引されたので、大隈は政務の奏上を兼ねて、京都に出張し、五月二十五日、二十六日と前後二回に亙り

拜謁して、このことを奏し、英國の式典が終つたら、伊藤の隨行を解きて、單獨で歐洲各國を巡遊せしめられたい、伊藤は勅命なれば、如何な困難な用向にても御受け致しますと申して居りますから、是非伊藤に勅命を賜はりたいと請ひ、更に奏じて曰く、

伊藤は三十年間、日本の政治舞臺に立ち、今日は戰勝國の前大宰相たるの名譽を荷ふ人である、この人が彼の國に使して、大官大政治家と膝を交へて相語ることとならば、我が外交上に裨益することが尠くない、それに伊藤も今日は閣員でないので、當局者として語る能はざることも、聞く能はざることも、自由に談論することが出來る、伊藤にして思ひきつて、露獨佛の諸國と東洋の利害に關して意見を闘はしたなら、洵に彼我の意志も能く疏通されやう、維新の元老も追々世を去り、今は伊藤等數人に過ぎない、しかも外交に精通する人は、伊藤の外にはない、この人が彼の地の偉人と肘を取りて、時勢を論ずるは、侯のためにも、國家のためにもなる、今日は眞に得難き機會である、

と奏聞した。陛下は龍顏殊の外麗はしく、大隈卿のいふことは尤もであると仰せられた。大隈はこゝぞとばかり、

こゝに御願申上たきは費用である、伊藤が戰勝國の前總理大臣として、その體面を維持せんとする程の交際をするには、相當の費用を要する、これは伊藤の私財の能く堪へ得る處でないから、特旨を以て內帑金を御下賜あらせられんことを冀望いたします。

と奏上した。陛下は大隈に、

よろしい、宮內大臣に命じて置くから、能く打合はせたがよからう、だがどれ程あればよろしいのか、

と仰せられた。大隈は先づ、六萬圓程でよろしうございませうと御答へ申上たので、陛下は、

そう取計はせやう、その上入用であつたらその都度電報を以て、申出るやう伊藤に申遣せよ。

と仰せられた。大隈は痛く聖旨に感激して退出し、そのことを伊東巳代治に告げ、伊東は詳細にその旨を伊藤に報告した。かくて伊藤に下賜された內帑金は前後五萬圓であつた。無論その外に、規定の旅費日當があつた譯である。

伊藤は勅命を拜し、佛獨露墺伊等の諸國を巡遊する豫定であつたが、偶〻獨逸國皇帝及び佛

蘭西國大統領が露西亞國訪問のことあり、同國の上下は極めて雜踏してゐたので、訪問の機會でない、しかも露西亞を訪はないで、獨逸を訪ふのは、却て露西亞の感情を害するの憾みがある、といふやうな事情があつたために、伊藤は佛蘭西、西班牙、伊太利、墺土利を訪問せしに止めて、獨露に入らず、米國を經由して、九月五日横濱に歸著した。伊藤は大隈の期待しただけの目的は達しなかつたらしい。

さて、伊藤は、英國でどういふ態度を取つたか、加藤公使との關係はどうであつたか、伊藤は加藤がどんな氣持でゐるか知らなかつた。それで或る日、首相兼外相のソールスベリーに要談があるからとて、紹介と通譯を加藤に依賴すると、加藤は言下にこれを拒絶してしまつた。その理由は、

外交上の要談ならば、外相を通じて本使をして當らしめたい、本使を通さずに、直接に英外相と何事かを公議さるゝが如きは、本使の任務と相容れざるところである、余は紹介の勞を取り難い、若し單に挨拶に過ぎざるならば、本使以外の者に依賴されて然る可きである、特命全權公使が、一私人の紹介通譯を爲すかごときは、理論上は勿論、國際慣例の上にも、未だ曾て耳にせざるところである。

といふのである。伊藤はこれを聽いて、憤然怒つた。大隈外相の意志とも違がうやうだ、しかし、どうしようもない、『君には賴まん』といつて、ヘンリー・サトウ領事の紹介通譯に依つて英首相と會談した。加藤はこのとき、三十八歳の弱冠であつた。しかし、伊藤は、加藤のこの見識と強い性格とを認め、後年、外相に招いた。

加藤は七月九日、大隈首相に有栖川宮の首尾能く御使命を果されて、英國を退去されたことを報告すると共に、伊藤の動靜に就いて、次のごとく報じてゐた。

伊藤侯モ兼テ其覺悟之レアリタルコトト相見ヘ、同人ニ對シテノ殊遇トテハナカリシニ拘ハラス、別段不滿足ノ體モ無之、當國外務大臣ニ一回ノ對談有之候處、是ハ小生ニ拘ハラス、宮樣接伴掛ノ周旋ニテ面會ヲ遂ケラレ候樣ノ始末ニテ、諸事一向面倒ナル關係モ起サス、無事ニ相濟ミ候間、御安心被下度是レ未然ニ於テ、閣下ノ御處置萬其宜ニ適ヒタル結果ト奉存候、

伊藤を怒らした始末は報じてなかつた。私は伊藤のこの行に於ける明治天皇の御寛大なる思

召は畏こき極みであるが、大隈の伊藤を飽くまで推薦し、伊藤のまた大隈の請を容れ、歐米諸國を巡遊して、帝國のために、所謂國民外交を行はんとせしことは、極めて稱すべきことと思ふが、かゝることを知つてか知らずか、どこまでも强硬に、嚴正に出でた加藤の意氣愛すべきものがあつたと思ふ。

經綸と信念、元老の壓迫

加藤外相に經綸外交の識を稱するといはゞ、多くの人は異議あることゝ思ふ。しかし、加藤外相が大正三年八月、英國が大陸戰に參加するといふ報を得るや、この戰役の世界戰役にまで發展するといふことを思ひ、八月三日聲明書を發表して日本の立場を明かにし、尋いで、日英同盟の誼は我に參戰を命ずる、しかも、これが日本の東洋に於ける立場を一段堅く築き上げるものであるといふことを信じて、斷然聯合軍側に加擔し、東洋の獨逸勢力の掃攘に乘り出した。その電光石火、一週間ならずして、一切を決してしまつたといふ彼の行動に就いては、私は、彼の卓越なる經綸と信念とを稱せずには居られないのである。

しかし、これ等のことは、既に石井菊次郎氏の公平な觀察が外交餘錄の著に出で、私も近著近世日本外交史に詳述して置いたから、こゝにこれを略する。たゞ、私は彼が外交の立場の如何に困難であつたかといふことと、その信念に邁進して他を顧みぬ彼の外交振りとを觀察することに止めよう。

明治後半期の我が外交家は、陸奥にせよ、小村にせよ、誰もが元老の干渉に苦しんだものであるが、その最も甚しいのは加藤であつた。陸奥に伊藤、小村に桂あつて、元老勢力を排擊し、或は緩衝地となつた。加藤にも大隈があつたが、大隈には伊藤の聲望と桂の怜悧さがなかつたばかりでなく、元老勢力の絕頂に達したときであつたので、加藤の元老の容喙、干渉に惱んだことは、陸奥、小村の比でなかつた。

元來大正の大隈內閣は、山縣井上等元老が政友會を打破して、政界の積弊を改革せしめんとして奏薦されたものであつたので、元老はこと〴〵に大隈內閣の施設に容喙するといふ趣であつた。しかも、元老の最も頭痛の種となつたものは加藤外相の外交振りであつた。大隈が組閣後三日（大正三年四月十八日）この內閣の產婆役たる井上馨侯の許に挨拶に行くと、井上は

加藤に就いて特に大隈の注意を促したのである。大隈は加藤のために辯護に力め、あれで仲々正直すぎる男だといふと、井上は正直すぎるはよろしいが、狹い量見の正直過ぎるのは駄目であるといつて、加藤のとかく褊狹にして官僚的態度を誡しめよと注意したといふことである。

最初からこれだからたまらない。

加藤も亦傲岸不屈、元老の容喙を好まないのである。立憲政治は責任政治である、責任なき元老の容喙は輔弼政を紊亂するといふ信念である。從來外務省では、外交機密往復文書は悉く元老の手許に送附して、その承認と諒解を求むるといふ慣例であつたが、加藤はこれを無益とし、斷然この慣例を廢し、必要ある場合は元老の請求に應じ、外務當局として說明させるといふに止めた。それに彼の態度が能くなかつた、彼は、何人に對しても、必要を感じた場合には所信の發表を躊躇しない人で、是非の判斷をするに忌憚がない、元老と雖も容赦しない、時には反駁しなくても、冷笑して默殺するといふ風であつた。

元老が、彼に裏切られたと感じ、不滿を抱くに至つたことは無理でなかつたのである。それに時勢が時勢であつたので、彼等は一歩を過まれば國家の危機救ふべからずと無慮したのである。元老中にあつて、最も憂慮したのは、井上と山縣とであつた。井上は歐洲大戰の勃發するや、

『この大禍亂こそは日本國運の發展に對する大正新時代の天祐である。日本は英佛露三國と共同一致して、東洋に對する日本の利權を確立せねば、佛國に說き、その財力の援助を受くるの策を講ぜねばならぬ、英、佛、露及び支那の公使を更迭し、外交の刷新を圖らねばならぬ』

といふやうな意見をたてゝ、大隈首相及び山縣元老に進言した。井上は亦、加藤外相の對獨最後通牒の膠州灣の支那還付に疑問を挾み、大隈首相に、政府の方針用意を詰問した。全く大隈內閣の最高顧問を以て任じてゐたのである。

山縣は一層、大隈と加藤の外交に不滿であつた。望月小太郎が、大隈の意見を齎らして、山縣を訪うと、山縣は望月の言葉を聽かぬ中に、

『モーだめだ、外交もタヽキコワサレタ、加藤は一體その眼中唯自分一人のみで、國家といふ感念がない、實に殘念な方法を以て最後通牒を發した』

といつて加藤外交に對して憤慨失望の意を爆發させたといふありさまであつた。

加藤としては、前述のごとく、元老の容喙は御免蒙るといふ腹である、それに膠州灣還付といふは、日露戰後に東三省を支那に還付したと同一で、世界の歴史にも例のないことであるが深き信念から出た外交方針で、

『日本の眞正の利益は、支那に勢力範圍など主權侵害に當るものを見ることなく、支那の完全なる獨立が確立せらるゝに存する』

といふのである、獨逸を膠州灣から放逐すれば、これを支那に還付するは當然であるとそこに何等の疑念もなかつたから、井上、山縣等の質問を一笑に附して顧みない。それに外交官の任免にまで容喙されてたまるものかといふ腹があつたから、彼等の言に頑として應じなかつたのである。

山縣、井上等の不滿は絶頂に達した、山縣などは、

『吾々が國家問題に關し忠告又は助言することが、政治的干渉なりとせば、吾々は現内閣と絶縁するの外はない』

といふに至つた。この形勢を憂慮した農相大浦兼武が、望月小太郎等と謀つて、政府當局と元老との間に大に斡旋し、大隈首相は病中の井上を訪ふこと二回、遂に大正三年九月二十四日の井上邸の大隈首相と山縣、井上、松方、大山四元老との會見となつた。この會見に於て、大隈は、加藤外相の外交振りに遺憾のあることを承認し、その不行屆を謝し、外交の大方針を定め、加藤外相をしてこれを遵行せしむることを約し、從來の行き懸りを一掃し、内閣元老共力一致して大正維新の大業を成就しようといふことを申合せた。これは、加藤の元老屈服であつたが、止むを得なかつたことである。

このときのことは、「大隈首相と四元老との會見記」に盡されてある。

一　先帝崩御以來、今上陛下の御宇と爲り、日本の列國に於ける威信は、動もすれば萎靡せんとし、同盟國の『ロンドン・タイムス』すら、日本の前途に對し、危懼を懷くの論說を掲載するに至れるは、先帝陛下に對し奉り、首相始め、元老一同老臣の恐懼措く能はざる所なるのみならず、政務の慣熟日尙ほ淺き今上陛下に對し奉り、如何にも申譯なき次第にて、大隈内閣の成立目的たる、第二維新の希望は未だ之を達するを得ず、而かも千載一遇の此時局は、日本をして内外の政策上、禍を轉じて福と爲さしむるの一大好機たると共に、

廣く天下の人材を網羅し、直に擧國一致の實を擧げ、以て國家百年の長計を確立せんが爲めの目的を以て、首相及び各元老とも胸襟を啓き、是を是とし、非を非とし、直言直答、以て各自の意志を疏通し、玆に此の國家發展の一大目的を達せざる可からざることに一致したる事、

二　首相と元老間とに交換したる外交上一致せる意見は、外務大臣たる加藤男之を遵行する事、

三　外交上の大方針は首相之を定め。外相をして之を遵行せしむる事、

四　八月七日以後、英國より東洋に於ける獨逸巡洋船擊沈の依頼を受けたる以來。重大なる外交上の電信往復、又は交渉文書は、從來之を元老に示さゞりしも、凡て此等の外交文書は原文又は譯と爲し、之を元老に示し、尙ほ將來外國に關係する重大なる交渉事件に關しては、凡て事前に之を協議し、以て擧國一致の實を擧ぐべき事、

五　加藤男に對する幾多批難の事實竝に世論に對し、大隈首相は切に之を辯護したるも、結局加藤男の餘り純官僚式なることは、大隈首相も之を是認し、且つ是迄同男と元老間との意思の疏通を缺きたる事は、首相の不行屆なることも、首相は誠意を以て、之を披瀝したるに付、此の機會に於て、凡て過去の感情と行掛とを一掃し、向後此の意見の疏通は國家の爲め、切に之を繼續し、以て國家の和合と發展とを圖らざるべからず、

以上は、大隈首相と山縣、井上、松方、大山四元老との合意にて作製したるものである、大浦農相の手記によれば、加藤外相の意見によつて、二、三、四、五の條項に修正が加へられたやうであるが、意義に於て變はりがなかつた。また、この會合に於て、四元老から大隈首相に提出した外交方針に關する覺書は次のごときもので、大隈はこれを承認した。

第一　支那に對する根本的大方針

（イ）袁世凱を始め、支那人をして、從來日本に對する不信と疑惑とを一掃し、以て我に信賴せしむることを根本的主眼と爲す事、

（ロ）特種の問題に對し、特使又は名を漫遊に藉り、袁の信服すべき地位竝に手腕ある人を派遣する事、

（ハ）膠州灣の返還に對する條件竝に交換すべき利權の調査等の協議、

（二）鐵道、鑛山其他機會均等主義に反せざる政治上經濟上の問題に關し、袁をして契約せしむる事、

第二　對露問題（及び武器供給の事）

英國の意嚮を探り、單に英國のみに專賴せず、此際露國との同盟を結び、以て將來日、英、露、佛同盟又は協約の基礎を作る事、

第三　對佛問題

佛國より資金を吸集して、日佛銀行の名に於て支那に放資する事、

第四　對米問題

支那をして米國に傾けしめざる樣、又米國をして我を疑はしめざる樣、信義を米國に披瀝して、日米間國交の親善を進むることの目的を以て其の最善の方法を研究調査する事、

第五　歐米に人材の外交官派遣の事

有力なる外交官又は半官的人材を派遣し、此の時局に對する最善の方法を講ずる事、

山縣有朋　大山巖　松方正義　井上馨

これ等の文書は、公爵山縣有朋傳に所載されたものであるが、井上が、望月小太郎に命じて起草せしめたものである。これには山縣等四元老の署があるが、大隈のそれがない。その理由は、大隈がこの覺書の中に脫漏の箇所があるといふので、署名を差控へたので、大隈は、新に江木書記官長をして起草せしめ、持廻り署名することの承諾を得たが、或る事情のため、遂に脫稿されなかつたのではないかといはるゝ。しかし、大浦文書にある、加藤の修正といふのは、この間の消息を語るものであらう。

以上は、山縣、井上等の元老が、大隈と加藤に押しつけた條件である。放膽な大隈はあつさり、これを承認したらしいが、加藤は、今日の複雜な外交組織が、粗雜な元老等にわかるものかといふ腹があつたので、その後と雖も、表面はとにかく、實際に於ては殆んど變らなかつたのである。殊に日露同盟や外交官の更置等の實際問題に至つては、一つとして實行しなかつ

た。井上は英國には、自分の伴の勝之助が行つてゐるが、勝之助よりは都筑馨六が適任だといひ、支那には、後藤新平をやつて袁世凱を抑へしめよなどと建言したが、加藤は相手にしなかつたのである。

元老特に井上の最も主張したのは、日、露、佛の同盟の件であつた。井上は八月十九日、望月小太郎に次の書翰を遣して、望月をして、大隈、山縣を說かしめようとした。

先日大隈首相山縣公え秘密廉書ヲ以テ申出タル內英、佛、露三國日本モ加ハリ、日英同盟之外、佛露と之同盟ハ、此際一刻モ速に實行セラルヽハ國家將來良策、且右兩政府よりモ其向意を內通セショウ內聞仕候故、斷乎トシテ是ニ應ズル之決心を御確定喜望ニ不堪、誠ニ以千載之一遇の天祐に有之候ニ付、斷然何人之異論有之モ決行を祈居申候故、首相、山公、松侯ヲ至急御面會之上拙者之秘密ニして此重大なる使命全フセラルヽ樣爲邦家御盡力被下度候、若し內閣ニ於テ異論相生じ不斷行ニ至リ候ハバ、老耄生ハ以來閉口可仕候、山松元老トモ電信發送置候、此獻言決極片付候ハバ、乍御苦勞御來訪を煩し度候、獨政府廻答モ甘諾は不致事體と小生ハ信じ居申候、不自由之身體ニテ文意ヲ不盡次第故、先キニ差出シ置候廉書ニテ小生精神之存ル所は御承知と存居申候、先は要事ノミ如斯ニ候。

匆々以上

八月十九日四時半認ム　井上馨（花押）

望月小太郎殿

望月が、この書翰を翌日、東京で見て、早速大隈と山縣、松方を訪うて、その贊成を求めたことはいふまでもなかつた。これ等の結果が、前記九月二十四日の會見の、日露佛同盟の提唱となつて、加藤にその實行を求むることになつたのである。

日露佛の同盟は、內は元老の提唱あり、外は露佛の熱心なる勸奬があつた。これは佛露の內外政の必要から來たのである。しかし、加藤はどうしても、この同盟を好まなかつた。その理由は、

『日本は露佛兩國とは現に共同戰鬪に當つてゐるから、事實上の盟邦關係にある、その上、この兩國を日英同盟に加入せしむることは、日英同盟の攻守同盟たるの特色を奪つて、一種のアンタント化せしめ、隨て日英同盟の効力と眞價とを薄弱ならしむる虞がある』

といふのであつた。これは加藤が大正三年九月下旬井上大使をして、英國外相に日露同盟に對する意向を問はしめたときの我が意向であつたのである。加藤は飽まで日英同盟を強化して行かうといふのであつた。

更に加藤の眞意は、日本の參戰區域を東洋に止めたい、露佛との同盟等によつて、戰爭に深入りして、歐洲出兵等の機を作り出すに至らんことを恐れたからであるといはるゝ。これは、これ等の同盟提唱と前後して、聯合國から盛んに、我が國の出兵を勸奬して來たことからも考へられるのである。

大正三年八月下旬、露、佛は英國を通じて、日本兵三個軍團を歐洲に發遣されたいと申込んで來た。十月、英露佛三國は再び英國の名で、我が陸軍派遣の依賴があつた。間もなく三度目の懇請があつた。それ等の理由は戰爭の決は歐洲の陸戰に懸る形勢がある、日本軍の參加は重大なる威力を加へるからといふのであつた。これに對し、加藤は『主義上から實行は到底出來ないから』と拒んだが、聯合軍の要求數度に及んだので、加藤は長文の覺書を發してその理由を詳述した。その要は、

帝國の軍隊は徴兵制度及び國民皆兵の主義に則つて組織せられ、その唯一の目的は國防にあるが故に、國防の本質を完備しない目的の爲に、帝國軍隊を遠く外征させることは、其組織の根本主義と相容れない、次に主義を別として實行の點から考へても、我軍事當局者の確信する所に依れば、帝國軍隊が現戰爭に參加して決勝的効果を奏する爲には、少なくとも十個軍團に劣らぬ勢力を歐洲に派遣する必要がある、是れ帝國を全然無防備の狀態に陷いれる次第でもあり、旁々到底實行不可能の問題と承知を願ひ度い。

といふのである。英國政府は、この覺書の旨を諒解したと答へたが、その後も白耳義、佛蘭西、及びセルビヤ等から、それ〴〵我が陸軍派兵の依賴があつたが、加藤は前記の覺書を援用して、これを拒絶してゐたのである。

聯合國は帝國海軍に對してもその增遣を屢々申込んだが、加藤は、同一の理由を以てこれを拒絶し、

『我が遣艦は國防に不備を生じ、不安と焦慮とを誘致するのみならず、我海軍の主力が東洋に殿在する事は極東平和の第一の保障なりと確信する』

旨を力説して英國の希望を拒んだ、英國政府もその後は、加藤の在任中はこの問題を提議しなかつた。

要するに、加藤外相の聯合側に參加したのは、一に日英同盟の義によつて、東洋の安全を第一の保障としたので、極力、歐洲戰爭に深入りして歐洲への出兵及び遣艦のことなきやうにとつとめたのである。加藤が最初、英、露、佛のロンドン宣言にさへ加入の要なしとしてゐたのも全くこのためである。しかし、加藤も、我が國のみ歐洲戰爭に超然として、將來の講和會議の地歩を失ふやうのことがあつてはならないと考へてゐた。そこに歐洲戰爭に對する加藤外交の慘憺たる苦心が存したのである。されどその後、露國内外の形勢が必迫し、列國は大にこれを援助せざるを得ざる狀態となつたので、加藤も考ふるところあり、大正四年八月、大隈内閣の改造に際し、加藤は退職を決心したときに、加藤も大隈首相に、ロンドン宣言への加入を勸むるに至つた。曰く、

單獨不講和に關する三國のロンドン宣言に加入することは、事實上は日本の地位に變更なく、單に名分及び形式の問題に過ぎない、而して之に依つて露國政策の要求が滿足され、更に將來開かる可き講和會議の際に、日本の發言權を大ならしむる一種の證文とも見ることが出來るのである。勿論日英同盟の本體には些の影響なく、また何等日本に新たなる義務の加重を來たさぬと云ふ諒解の下に加入を諾するが宜い。（加藤高明）

と、かくて八月十九日英國から正式に加入の招請があると十月十九日、ロンドンに於て加入の手續を完了した。

これ等の中に、加藤外相の歐洲戰爭に對する方針が能く現はれてゐる。加藤が日露佛同盟の提唱を容易に應じなかつたのは、それ等の深慮があつたからである。しかし、山縣、井上等元老としては、折角四元老と大隈首相との會見によつて決した日露佛同盟を結成せんとする傾向も準備もが見へなかつたので、極めて不滿足であつた。それで、大正四年二月二十一日には、四元老連署して日露同盟條約の締結を大隈首相に提言し、その實行を求めた。曰く、

歐洲の戰亂は、既に半歳を經過したるも、未だ勝敗の決を見るに至らず、此上更に幾月を經過して、如何の形勢に歸著すべきや、交戰者自身固より之を知らず、傍觀者亦敢て之を豫言する能はずと雖ども、露英佛白の聯合が、獨墺を打破して、後に起つこと能はざらし

むるの困難なると同じく、獨墺も亦露英佛を壓倒して、捷利を全ふすること困難なるべく、結局は五分々々の勝負乃至四分六分の勝負を以て落著する者と見れば、大過なきに近からん乎、但し勝敗の如何に拘らず、此戰亂の結果として、列强の勢力に變更を生じ、現在までの權力均衡が破壞せられて、更に整理を要するに至り、外交上及經濟上に一大變遷を見るべきは、決して之を想像するに難からざるなり、平和克復後の歐洲は汲々として國力の恢復を計り、兵備の整頓に努力するは固より商工業の振作に由りて、富實の吸收に競爭すべく、その競爭の舞臺は、東亞特に支那の大陸を以て第一とすべし。

蓋し南米の如き固より好箇の競爭舞臺たらざるに非ずと雖ども、此地たる其附近に北米合衆國の儼然として、モンロー主義を主張しつゝあるなり、支那の富源饒く人口衆くして、而して近傍に北米合衆國の如き歷史と實力とを有する者なきに如かざるなり、殊に最も考慮すべきは、世界に於ける民族競爭の大勢にして、歐洲現在の戰亂の如き、其の近因は列强の權力競爭に在りと雖ども、其の眞因は要するにスラヴ族と日耳曼族の競爭に在りと云ふを妨げず、白人相互の爭ひにして、猶ほ且つ斯くの如しとすれば、黃白兩民族の爭ひに至りては、更に一層激烈なるものあるべきは、固より想像に餘りあり、而して黃人と白人との爭ひに於て、白人が相聯合すべきは、火を覩るよりも明かにして、黃人の中に結んで、白人に敵するの力ある者甚だ乏しきは、最も顧慮すべき所なりとす、然り而して、我が日本帝國は、遺憾ながら未だ獨力を以て支那の大陸を保全する能はざるなり、東亞特に支那の大陸を擧げて、他の蹂躪に任ずれば、則ち已む、苟も然らず、之が保全と發達とを期し、以て我が國運隆昌の基を固くせんと欲せば、支那をして我れに信賴せしむるの外、又歐洲の或る强國と同盟して、今後支那に於ける列國の競爭をして、我國の爲めに甚しき不利の形勢に立ち至らしめざることを計り、併せて黃人に對する白人聯合の氣勢を未然に豫防するの策を講ずること必要なるべし、

現在の日英同盟は、固より右の目的に成りたるものにて、已に此同盟の儼存する以上、別に或る國と同盟を約するの要なきが如しと雖ども、今回の歐洲戰亂が列國の勢力に變更を生ずべきは、前に述べたるが如きものあり、日英同盟のみに由りて將來永く東亞の平和を保持せんとするは、恐らく策の全きものに非ざるべし、即ち日英同盟の外に、更に日露の

同盟を締結し、我が目的を達成する所以の手段を完全にするは、豈に今日の急務にあらずや。

露國は今や全力を西方の戰場に集中し、復た東方を顧るに暇あらず、而して我れが彼の爲めに陰に陽に後援を與へつゝあるは、彼れの大いに德とする所にして、前年の恨みも爲めに忘れられたるの狀あり、現に露國の外務大臣は已に本野大使に其意を洩らしたるに非ずや、諺に云ふ、鐵を打つは須らく其の熱したる時に於てすべしと、便ち露國と同盟を締結するには、今日が最善の時機にして歐洲の戰亂終熄に歸し、講和の形勢一たび成るに及べば、同盟の締結は、必ずしも困難に非ずとするも、其の條件の我れに便且つ利なる、之を今日に於てするが如くなる能はざるべきは、復た疑ひを容れざるなり、而して今日は英國も亦我が露國との同盟を歡迎すべく、決して之を不快として、反對するが如きことなかるべし、但し同盟の名に異議ありとすれば、現在の協商を擴張して、左の諸項を包容するものとするも可なり、

一、兩國は其の一國が第三國より挑發せられたる場合、攻防共に相援助する事、

一、支那の領土を保全する事、

一、支那に對する外交經濟（特に鐵道）其他重要なる事項は、豫じめ知照協議する事、

一、蒙古滿洲に關し、特に支那に對して、交渉すべき重要の事項は、豫じめ知照協議し、同地方に於ける兩國特有の關係に對しては、互に尊重保護する事、

但し以上の諸點、並に其他の點は、外交當局者の審議決定に之を讓り、玆には只主として日露同盟の締結、若くは協商擴張の緊要を陳述せるのみ、（但し本文實行につきては豫じめ英國と熟議すべきは勿論一切の手續きにつき、細心なる注意を要するは言を俟たざるなり）露國と同盟を締結する乎、若しくは協商を擴張するにつきては、佛蘭西との同盟、若しくは協商擴張も亦た當然考慮すべき問題なりと雖も、是は露國に對する者の如く急ならざるを以て、更に他日を俟つて研究するを可とす。

大隈首相は、これを容るゝの意があつたやうだ、それで二月二十五日、次の回答書を山縣に送附した。

拜啓時下益御安清奉賀候、陳ば去二十一日御回送相成候御意見書に關し、昨日當局大臣と

熟談致候處、昨年八月歐洲大戰突發以來に於ける外交上之顚末は協商論、四國同盟論等より出兵說に至る迄、細大盡く覺書と相成居候間、此等を篤與研究仕り其要點を拔萃、當局大臣に持參致させ、御報告申上候儘御聞取被下度候、尤も頃日電報往復之爲め寸暇を不得候次第、近日內には必らず其機を得させ度候、老生も御無沙汰罷在候間、小康を得候へば拜眉親しく申上度存居候、

山縣は、この回答書を接手すると直に、これを井上に送附し、且つ次の書を添へてゐた。中に『就而は急速著手之儀如何可有之歟』とやゝ不滿の意を示してゐたが、大體の外交經過は少しく納得したやうである。

拜啓其後は引續御淸勝被爲在欣賀此事に候、扨今朝大隈首相より回答接手候付、即別簡供淸覽候、回答之趣にては歐洲戰亂突發以來之交涉事件中より拔抄し、外務當局者持參之上示談可致との事に相見候、就而は急速著手之儀如何可有之歟と被察候、且又書翰中支那問題記載之概要にては、昨今新聞所報とは眞相大に懸隔致し候樣被察、果して如此き實態なれば爲邦家大賀至極に候、不取敢御內報仕候、時下猶春寒料峭、御愛護專祈萬禱、

匆々敬白

世外老侯閣下　二月二十五日古稀庵にて　有朋

猶對支談判之眞相如此立到たるや否、懸念不尠候、猶待後報之外無之候、草々、

加藤は遂に元老等の意見を容るゝの意がなかつた。その理由は前述のごとくである。思ふに元老等のいふことは、如何にも深謀遠慮の議らしいが、要するに何づれも將來の戰局の假想に上に立つた說で、將來は白人と黃人の競爭であるとかといふ茫漠たる說にあらざれば、日露戰爭の怨恨も忘れられるからなどといふ、日露戰役後の露國を見ての思想で、歐洲戰に困憊を極めてゐる露國の現狀に則しての同盟提唱でない。このとき露國の同盟を得んとするは、日本によつて大戰の覆滅を免かれんがためであるが、元老等の同盟提議は、將來の假想に對し彼の援助を期待するのである、現下の時勢對策に寧日なき加藤が、かやうの說に耳を傾けなかつたのは怪しむに足りないのである。

しかし、元老は未だ諦らめられなかつた、同年五月二十七日には、山縣は、特に書を加藤に

寄せて日露同盟案の成行を問合せてゐた。

偖先般松方井上大山諸老と連署にて差出置候日露同盟意見書之儀其後御詮議如何に候哉、東西の形勢を想察致候に益々其緊要を覺候、而已ならず、井上侯などよりは度々問合も有之候に付、一應模樣承り度存候、

これに對する加藤の返翰は知らないが、この年七月二十四日、露國政府が、英國大使を介して、更に同盟の締約を懇望して來たときに、加藤は次の覺書を以て、これを拒絶してゐた。彼の變らざる意見が知らるゝ。

在露都帝國大使が如何なる會談を爲せしも未だ其の報告に接せず、又在東京露國大使が如何なる情報を本國政府に送りたるやは之を承知せずと雖も、目下帝國政府に於て日露兩國間の關係を更に密接ならしむる方法に關し特に考究し居れるが如きことなし。

加藤は遂に元老の壓迫を肯んじなかつたのである。この年八月、大隈内閣の改造に際し、遂にその職を去るに至つた。彼は遂に、その信念に殉じたのである。

對支外交

加藤外交に對する元老等の不滿と壓迫の狀況は前述のごとくである。しかし、日露同盟問題に就いては問題が問題だけ、さう露骨の反對は爲し得なかつたが、加藤の對支外交、それが内外の甚しき非難を招くに至つては、元老の不滿、反對は遂に爆發點に達するに至つた。元來、加藤の對支外交、所謂二十一箇條の要求が、我が國として當然な要求であつたとすれば、彼の外交が全國民の支持を受くるを得ず、特に有力なる元老、大隈内閣の後援者、最高顧問と見做された人々の激烈なる反對を受くるに至つたことは、大隈内閣及び加藤外相その人のために悲しむといふよりも、帝國のために悲しまざるを得なかつたのである。私は今日に於て加藤外交の當否を論ずるといふよりも、何故にこの當然の外交を失敗に陷入れたかの原因を探つて、後の誡めとしたい。

元老の對支意見は、大正三年九月二十四日の大隈首相との會見に於て定めた覺書に盡きてゐる。山縣はこれより先、八月、長文の對支意見書を認め、大隈、加藤、若槻の三相宛に提出し

てゐた。その要は、世界大戰の機會に投じて、對支關係を改善し、彼の反省と覺醒とを求め、日支相提携して、大戰後に於ける國際競爭の大勢に順應すべしといふのである。しかし、加藤はこれ等の議を重視しなかつた。加藤高明傳によれば、加藤はこれを鼻の先であしらつてしまつた。山縣の意見書はそのまゝ机の奥に押しこんでしまつた。その意は『解りもしない癖に餘計な容喙』といふのである。

また、特使または漫遊に名を假りて有力の人材を支那に派遣すべしといふのも、元老の提議であつたが、加藤肯かず、相變らず、日置益公使一人にまかしてゐた。彼にどれだけの材幹はあつたか知らないが、元老は重きを置かなかつた。或るとき松方元老が、

北京の交渉は頗る重大のやうだ、日置一人に任せて置くのは甚だ心細い、依つて誰か日本の代表的人物を派遣し、その場で決めて行くやうな方法を執つたら何うか、支那通の伊集院ぐらゐを下に使つてやれば出來ぬ事もなからう。

と進言したが、加藤は一言の下にこれを拒んだ、その拒み方が殆んど叱咤的で、

そんな馬鹿な事が出來るものか。

といはん許りの口調であつたので、周圍のものは却つて松方に同情するといふ風であつたといふ。

井上は、加藤に、後藤新平でも特別使節にしてはどうかと最初に進言したが、加藤は肯かなかつたが、日支交渉の行き惱んだ頃、袁世凱の顧問有賀長雄が歸朝して、日本の要求の無理な點を擧げ、支那で承認するやうな提案に修正されたらといふことを元老に進言した。井上は有賀の說に贊成し、或る人を以て、加藤に進言させた。加藤は一々それを反駁した末に、有賀を罵つて、彼は謂はゞ國賊だといふに至つた。有賀が憤慨したことはいふまでもないが、井上は熱を出して憤慨したといふことである。

こんな具合に、山縣、松方、井上三元老を感情的に怒らしてゐた。ところが大正四年五月四日、對支交渉が行きつまつて、加藤は遂に最後通牒を支那に發するといふことになつて、そのために大臣及び元老會議が、首相官邸に開かるゝことになつた。このとき、元老等が、加藤に日頃の憤懣を叩きつけたことは無理はなかつた。山縣は、會議が開かれ、加藤の對支外交の經過報告を聽き終るや否や、嘲笑の體で、加藤に對し、

困つたことになつたものだ、かうなつたら、その責任は外務大臣にある、外務大臣が、全權大使として支那へ行つて、最後の談判を試みてはどうか、

といひ放つた、一座は寂として聲がなかつた。加藤は冷然として、

今日に於ては、最早その餘地がありません、

といふのみであつた。會議は午後二時から、同六時に至つたが、山縣等と加藤の一致點は見出せないで、未了のまゝ退散した。この形勢に鑑みて、大隈首相は內相大浦兼武をして妥協案を作製せしめ、六日再び元老會議を開き、漸く一致の協議が成立し、續いで御前會議が開かれ、五月七日、最後通牒が發せらるゝことになつた。その結果は、支那政府は、我が要求全部を悉く容認し、我が政府はその目的を達した。（第五項の冀望條件は最後要求に於て、我より撤去した）しかし、こゝに至るまでの外交交渉の經過は頗る拙劣のものがあつた。それが、いろいろの事情とからんで、加藤外交の失敗を責むる聲は囂々として起つた。元老井上は、この交渉を以て我が百年の大計を誤まるものとして、六月十七日、その善後策を議するために上京し、諸元老及び大隈等と協議するところがあつた。當時井上は、近親者に日支交渉に就き、左の如き感想を漏した。

凡そ今度の外交位失敗したる外交なし、本來青島攻擊は日英同盟の信義に據り、英國と協力して遂に其目的を達したる次第なれば、今度支那に向つて外交談判を開かんとするには、豫め英國に相談して、彼れの同意を得たる上にて交渉するが至當なり、然るに彼の第五項の如き諸外國には通知せずして、支那に向つて秘密を保てよとて、內々提出したる箇條なるが故に、各國は日本外交の信義なきを疑ひ、爲めに其感情を害したる事少からず、抑も今回の對支案件は東洋百年の利害に關する國家の大事なれば、縱令前以て我々相談せざるまでも、事後に通知する位の手續は爲すべき筈なるに、今日まで曾て其實情を打明けず、無闇に外交秘密なりとて隱しだてするが故に、支那側より出でたる報知の外字新聞に現はれたる時、始めて其條件を知りたる次第にて、此時に至つては、縱令注意せんとするも大事既に過ぎ去りて、之を如何ともする能はず、且つ又支那駐屯兵の交代と稱して內々軍隊を增加したるが如き、袁世凱の身に取りては、日本は支那に送兵して腕力を以て我を壓服する考なりと見るも無理ならず、日本に對して益々惡感情を抱くに至るは寧ろ當然の

結果と謂ふ可きのみ、斯かる抑壓手段によらずとも、他に談判の方法はありしならんに、大隈に聞けば、加藤は外交秘密主義にて、僕に話せば又僕が外に話すならんとて、僕にも十分に報知せざるやうなりなど言へり、如何に秘密と云ふも、支那の政治家は顧問英人モリソンやら、其他英、米、獨、等の公使やらに向つてサツサツと其條件を洩らすが故に、實際何の秘密にもならず、頭隱して尻隱さずの拙策、加藤は迚も外交などが解かる男に非ず（中略）余は大隈に向つて、斯かる始末なれば、君が全責任を引受ける以上は、余等の如き隱居者が、此上差出口を爲すべきに非ざれば、勝手にするが宜しと言ひて別れたるにて、未だ此事件が解決せしに非ず、（○高畠錄）

井上の非難は、加藤外交に對する非難の代表的のものであるが、加藤には、また加藤の辯解があつたのである。

一　井上は、我々にまで秘密にしたといふが、二十一箇條の要求、そのものは提出前に、元老の諒解を得たもので、その提出前には、武壓を加へてもこれを貫徹せよとまでいつてゐた。元老がいろ〳〵のことをいひ出したのは、袁の顧問有賀長雄が歸朝し、その說を聞いて、元老は變心したのである。

二　井上は、英國に秘密にしたといふが、何處の國に外交交渉を關係なき第三國に提示するものがあるか、日本は日支の問題で、他國の承認や諒解を得た上で、話を進めねばならぬといふ筋合のものはない、當時英國は西藏問題に關しては勿論、更に雲南省の片馬に駐兵權を獲得することを袁世凱と交渉してゐたが、日本には全然秘してゐたと信ぜらるゝ事實がある。今まで列國は隨分支那にいろ〳〵の要求をしてゐるが、その交渉中にそれを日本に內示した國があるが。

三　日本の要求は二十一箇條といふ多數の條件があつたのは、宜くないといふものがあるが、これは止むを得なかつたのである。加藤の要求の骨子は、旅順大連の租借期限の延長、滿鐵及び安奉線の期限延長とであつた。また滿蒙の鐵道、鑛山に關する利權問題の解決等で、これ等は交渉開始後二三回にして、支那は大體承認したものである。ところが二十一箇條とまで並べることになつたのは、各方面から註文が殺到したためである。加藤は、かう說明してゐた。

いざ要求を提起すると決まると、各方面から、これも要求しろ、これも解決して貰ひ度いと山のやうに註文があつた、それを飾ひ落すのに一方ならぬ骨を折つた、いづれもそれ相應の理窟があるのだから、無論所謂有力な筋の要求もあつた、陸軍方面の註文も隨分あつた、實業の方面からもあつた、

そのとき、加藤は、何故にそれ等の要求を撃退して、絶對に必要な要求のみに局限しなかつたか、加藤はそれに答へて『さう簡單に行かない、自分一人で勝手に演れるやうに思れても困る』と苦笑してゐたといふ。それで要求第五項の希望條項といふのは、各方面からの要求中斥け得ないもので、餘り感服の出來ないものを、一括したものであつたといはる。最もこれ等のことは、加藤は總べて、自分の責任にして特に辯解しないが、事實は他から强ひられて提出したものがあることは、否認されないのである。

四　支那に對して、これまで、多少の威壓を用ゐないで成功した歴史があるが、自分の知つてゐる範圍ではない、列國何づれも武壓を實演して見せてゐる。日本のみがやつて惡いといふ義理もあるまい。歴史もその通りであるが、支那人を研究して見ると、その邊の事情は能く判る、しかし、自分はなるべく威壓を避ける積りで隨分我慢もし、また讓歩もした、一發やれば直ちに決まるといふ主張は途中幾度も出たが、自分が抑へて來て、遂に最後に列强常套の手段に歸した次第である。

以上は加藤高明傳の著者が、加藤が後年少數の昵近者に、自分の心事を語つたことや、新聞社の幹部の會合に際し、その質問に對して忌憚なく應答したそれ等の語を綜合して記述したものを、私が更に列擧したものである。加藤外交の非難に對する彼の辯解と見らるゝのである。しかし、第三に述べた、他のいろ〳〵の要求が起つて、遂にあのやうな多くの要求となつたといふが事實とすれば、信念外交と稱せらるゝ加藤の經綸の識が、幾分の減少を來すことになるのは遺憾である。

彼も亦、多くの外交家の陷入る弊を免かれ得なかつたのである。それに、陸奥、小村が民心操縦の法を知らなかつたといはるゝごとく、加藤は元老操縦の術を知らなかつたといはねばならぬ、要するに彼も亦一外交技術家にして、國家の大政治ではなかつたのである。

私はまた、當時の我が國の政客論者が、當然に起るべき日支の交渉に際し、交渉内容と手段

とを混合して一概にその失敗を痛擊し、議會に於て、新聞に於て等しく、これを攻擊し剩すところなく、徒に支那人をして快哉を叫ばしめたごとき觀があつたことは遺憾の至りであつた。

しかし、かやうなことを惹起した原因は、當時の世界的風潮たる獨逸の帝國主義の反感であつた。何分世界戰爭は、獨逸の帝國主義によつて惹起されたといふ考へが盛んであつたので、列國が帝國主義を嫌惡したばかりでなく、我が國に於ても、かやうな思想が横溢してゐたから、加藤の對支交渉なども、帝國主義のあらはれとして誤解を招いたことが尠くないのである。これは加藤としては同情に堪えぬことである。世に恐るべきは、風潮の變である。

結論

以上は帝國外交の本義、目的は何處にあり、我が外交家の何人が、これを達成し得たか、若し達成し得ざりしものありとせば、その原因は何處にありしかといふ問に對する一學究の回答である。畢竟は事情に關ふ、迂遠の言たるを免かれないものかも知れない。しかし迂遠の言必しも謬説にあらず、私のいふことは迂遠の空言なりとも、私の擧證せし史實は解消さるゝことなきを信ずる。

しからば、それ等の史實によつて何にか演繹せられ、結論せられたか、思ふに外交の本義、目的の達成せらるゝも、せられざるも、一に外交家その人を得ると得ざるとにある。一外交家の適、不適は一國國運の消長に關することは、小村外相とハリマン問題を考へても了解さるゝことである。西鄕、木戸、大久保、伊藤、大隈、陸奥、小村、加藤の外交に於ても往々これを

見たのである。私は往々といひ、總べてといはないことは、前述の私の擧證が示したものと思ふ。私は飽まで、一國外交の振、不振はその國外交家の責務にあると信ずるものである。

外交官をして、この責務を全ふせしむるは何んであるか、それは國民にあるのである、つまり國民の支持を得たるか、得ざるかにある、而して外交家が、國民の支持を得るのは國民の冀望を代表し、これを滿足せしむるにあるのである。國民を離れて外交なきことを知らねばならぬ。されば外交家の務は、國民の冀望を考察し、これが正しきか否かを判じ（帝國に於ては肇國の精神に協ふか、協はざるか）、これを正しく指導し、正しき冀望を達成せしむるに努力することである。外交家の犧牲が要求さるゝのはこのときにある。

私のいふ國民の冀望とは、表現せらるゝものばかりでない、畢竟は抑へんとして抑へ得ざる鬱勃たる氣運をいふのである。かやうのことは、議論によつて論證さるべきでない、私は日清、日露兩戰役前後の我が國家の情勢、國民の氣運に於て、最も能くこれを證し得るのである。朝鮮の獨立は帝國の生命である、これを失ふは帝國の生存を危ふし、國民の生活を破壞するものである。所謂帝國の生命線を維持せんとして起されたのが、この兩戰役である、これは一朝夕の問題でなくて、維新以來の懸案として解決せんとして解決し得なかつたもので、所謂歷史的必然の運命にあつたのである。兩戰役前後の外交家は、この必然の運命に順應し、これを指導し、處理していつたまでゝある。

かう論ずると、外交家の要務は自ら明かである。それは無理をせぬことである。と共に正を踏んで恐れざることである。つまり機を知るにあるのである。思ふに良外交家は良鍛冶である、良鍛冶の刀を鑄るは灼熱せる鐵を打つの機を誤らざるにある。速かるべからず、遲かるべからず、眞に打つべき機を逸せざるにある、良外交の爲すところ亦そこにある。常に最高國策を案じて、國民を教育し、指導し、內外の機を熟視してその用ふべきときを誤まらざるにある。

更に私は立憲國民は、良鍛冶に供する鐵たると共に良鍛冶その人たらざるべからずと信ずるのである。これが立憲國民の責務で、良國民たると共に、良外交官その人たらざるべからず、これが帝國民が天壤無窮の皇運を扶翼する所以である。こゝに於て私の外交論の窮極は、國民の外交教育の普及と徹底とにあるといことになるのである。

餘　錄

第一　東亞新秩序建設の基礎

歴史上より見たる日支の將來

過去の歴史は將來の運命を支配する。國家の發展、國民の進路、概言すれば何づれもこの支配を免かれない、總べては歴史が定むるのであるといはるゝ。若しこの歴史の定め示す以上のことをなさんとするものあらば、そは驕暴といはねばならぬ。しかし歴史の定め示すことをなし得ざるものあらば、そは怯惰といはねばならぬ。驕暴と怯惰とは共に國家の發展とその繁榮とを來す所以でない。

今や日支交戰一周年にして、止戰の兆、未だ見えず、日支共に長期戰を呼號してゐるが、日支の將來は何處に定まるのであらうか。しかしそれは初めから定まつてゐることで、我々はただ歴史の指示することに從へばよろしいのである。かやうの意味に於て、私は明治維新以來の

對支政策を尋ね、これを檢討して見たい。

對支外交の二大思潮

維新以來、我が國の國是、即ち最高國策に就いて二つの意見が對立した。一は滿韓の經略を說く大陸發展論で、一は內治の急を說く內治修整論（一名日支同盟論）である。この兩者は共に維新の完成と國家の發展とを目的とするが、その方法政策は全く相反した。大陸發展論の淵源は古るい、佐藤信淵は文政六年に『宇內混同秘策』の著を爲し、天皇親政の下に完全な統一國家を組織し、通商と武力とを以て英露を征服し、全世界を悉く日本の有とすべしと論じてゐた。

幕末に於ては、吉田松陰、平野次郎、橋本左內等の尊王攘夷の志士は多く大陸發展論者であつた。維新以後の代表的首唱者は西鄕隆盛、副島種臣等であつた。これ等の人々は、歐洲勢力の東侵を見て、英露の來寇を以て必然の勢なりとし、座してこの勢力を迎へるごときは、滅亡の外なしとし、進んで朝鮮を取り、滿洲を略し、露領沿海洲に進み、そこに於て、彼等に對抗せんといふのである。吉田松陰は、その理を次のごとく說明してゐた。

善く國を保つものは、先づ進取せねばならぬ、列國の來侵にまかせ、群夷爭聚、列國が來り爭ふ中に坐して、爲すことがなければ國家は滅亡するのみである、

越前藩の橋本左內が、友人村田氏壽に與へた書翰には、

現今のごとき、列國對峙、特に英露の間にあつて、日本の獨立を全ふするには、山丹、滿洲及び朝鮮國を併せ、アメリカ、或は印度地內に領地を保持せねばならぬ、

といふ意味のことをいつてゐた。松陰と左內とは意見の立てかたは相違してゐるが、その結論は同一である。明治六年西鄕の征韓論は同一の理由を以て唱道されたのである。

西鄕はまた維新以後の國情を察して、外征にあらされば、維新中興の業は完成されぬと感じたのである。西鄕が板垣に、

內亂を冀ふ心を外に移して國を興すの遠略は勿論、舊政府の機會を失し、無事を計て、終に天下を失ふ所以の確證を取て論じ候處、能々腹に入候（六年八月十七日書翰）

といつたのは、この意で、三條公を說得したことを告げたのである。

西郷一派の征韓論に對して、岩倉右大臣、大久保、木戸參議等は內治の修整を力說して、これに反對した。その中心勢力は、大久保利通で、六年十一月十三日參議就任に際し、三條、岩倉二公に七ケ條の理由を擧げて、非征韓の理由を示した。その要は、今日列國中、最も恐るべきは英露二國である。露は北より、英は南より常に我が隙を狙つてゐる。我れ若し韓、淸と事を構へば、彼等がその隙に乘ぜんとするは明かである。これ鷸蚌の爭、正に漁夫の利たらんとするものである。今日は廢藩置縣、漸くなつて、政府の基礎は未だ確定せず、國民は新令に慣れないで、常に疑懼の念を抱いてゐる、宜しく內治を修整して國民を案堵せしむべきである。誠しむべきは外征である。今日外征を事とするやうでは、明治維新の大業は成就されぬといふのである。

維新以來、我が國民の外交論は、この兩論の外に出でなかつたのである。さうして大陸發展論者は志を國內に得なかつたので、朝鮮、滿洲、支那地方に入り込み、所謂東亞の先覺者として、後年我が國運發展の基礎を築いたものも多かつた。その他日淸・日露戰役に於て、對外硬を主張し、國論を喚起したものは多く彼等であつた。

かやうに大陸發展論は、我が國策の主流を離れたが、その主張は絕えなかつたのである。明治十八年の大井憲太郎の朝鮮事件のごときは、その一つの現はれであらう。

舊自由黨員大井憲太郎・磯山淸兵衛・小林樟雄・新井章吾等、慷慨悲歌の壯士は、甲申の變、淸國兵の我が國旗及び國民を侮辱せるを憤り、朝鮮國民の壓制に同情してゐたが、十八年天津條約の軟弱にして國權を毀損せるといふに刺擊せられ、同年五月遂に同憂の壯士を叫合して、朝鮮國の獨立運動を竊かに計畫することになつた。

彼等の計畫は極めて漠然たる、しかも極めて危險性を帶びたものであつた。彼等は現今朝鮮の政柄を擅にする事大黨の大官等を殪して、朴泳孝・金玉均一派の獨立黨に政權を與へ、以て從來の淸國干涉の跡を絕つことゝする。しかし、この計畫が實現すれば、淸國は兵を擧げて韓國に來る。かくて日・淸・韓三國の紛爭が生ずる、ことこゝに至らば、我が國民も大に奮起するばかりでなく、薩長政府も、國民の力を藉るゝがために、輿論を尊重し、輿論政治を實現することになる。かくせば、外は甲申の變、淸國の侮辱に酬い、朝鮮の獨立を得しめ、內は內治の改良、立憲政治の創始も期して待つべしといふ所謂一石二鳥の計畫であつた。

だが、かやうな夢想が實現するものでない、同年十一月二十三日、大井・小林等先づ大阪に於て捕へられ、次いで同志等悉く縛に就き、二十年九月二十四日、終決し、大井・磯山・小林等は輕禁獄六年、新井章吾・稲垣示は輕禁錮五年、監視二年に處せられ、以下五十餘名處刑各々差があつて、こと落著した。この大阪事件は極めて、漠然たるものであるが、大陸の發展と民權自由の擴張とを混同し、兩者の實現を翼つた民間志士の計畫である。

また、毛色の變つた大陸論者として、私は明治後半紀の大陸發展論者を擧げ得るのである。明治十八年、尾崎行雄氏は、初めて支那國を視察したが、この國の實狀を目擊するに及び、その嘗て學びたるところと大に相違し、亡國の遠からざるを思ひ、歸朝の後、支那討伐論を說きまわつた。また明治二十八年下ノ關條約に先だちて、『支那處分案』の著を爲して、支那分割の非を說き、所詮この國は全體として併呑するより外にないと主張したのも、一種の大陸經略論者で、しかも最も徹底したものである。尾崎氏は、これを敢行するは、文明の化を支那全邦に遍滿せしめ、四億の生靈を塗炭の中に救ふて、これを開明革新の途に就かしめ、列國の利源を開通するのである、これを爲すのが帝國の天職であるといつてゐた。

また尾崎氏とは、全く理論を異にしたが、戸水寛人博士は日露戰爭に際し、日本は、滿洲を領有し、北支那を併せ、南支那を聯邦として、我が勢力下に置かねばならぬ、第二の日露戰爭は、バイカル湖、以西に於て戰はざるべからずといつてゐた。博士は清朝の滅亡の避くべからざるを思ひ、日本は今日に於て支那侵略の準備と要意とがなければならぬといふのである。且彼は歷史によつて支那統治の必ずしも難事にあらざるを知つてゐた。

支那トイフ國ハ取ツテ治メ易イカ、ドウデアルカト申シマスト、外國人ガ治メタ所デ、一向差支ナイ所デス、支那ノ歷史ヲ見ルト、支那民族デ無クテモ旨ク支那ヲ治メタ例ハ澤山アルノデス、支那人ヲ治メル途ハ或ル程度マデハ支那人ニ同化サレテ、支那人ノ所謂王者ノ政ヲヤレバ支那人ハ滿足スルノデス、ダカラ日本ガ滿洲カラ直隸省ヲ取ツテモ、之ヲ治メルニハ一向差支ナイノデス（明治三十八年五月演說）

戸水博士は、當時バイカル博士などといはれ、徒に嘲笑されたものであるが、その所論は、今日に於て、回顧せらるゝことが多い。

かやうに大陸發展論者の主張は綿々として絕えず、我が對支對韓政策の大なる流をなしてゐ

たが、しかし、我が對支・對韓政策の本流は別にあつた。それは內治修整者の日支同盟論の主張であつたのである。

明治六年征韓論に破れて西鄕一派の退陣以後、世は岩倉・大久保等の內治修整派の支配となり、大久保歿後は大隈・伊藤等これを繼いだが、その對支政策は征韓論以來變はることがなかつた。彼等の重んずるところは、內治の修整にあつたが、固より外交を忘れたのではない。さうして、その目標は歐米諸國に對して、平等を得ることであつた。彼等は內治を修整し、統一日本の建設を全ふしてこそ、歐米諸國に對し、平等の實が擧げらるゝと信じて、他を顧みるに暇がなかつたのである。明治十五、十六年京城の變等に於て、岩倉、井上等の當局が、退嬰外交、屈辱外交の譏を甘受したのもこのためである。

日支同盟論、東亞の防波堤

しかし、內治論者の外交が、總べてそれのみで動いてゐたと思つてはならぬ。彼等の對支對韓政策には、また特殊の主義、方針があつたことを知らねばならぬ、對韓のことは暫くこれを措き、對支政策に就いて見るに、そこに一貫した主義、方針があつた。それは前には日支同盟論で、後には支那保全論である。

日支同盟論は、その淵源は一日でない。幕末の尊攘論者も、滿韓には經略といつても、支那には同盟といふものが多かつた。平野國臣などは、その一人で、文久三年正月に草した制蠻礎策には、淸國と同盟、力を合せ、志を一にして夷狄を攘ひ、滿洲、琉球を征し、三韓を制すべしと說いてゐた。海軍奉行勝安芳も、文久三年四月、日韓淸同盟を唱へ、三國同盟、大に海軍を擴張して、西洋諸國に對抗すべしと論じた。かくて彼は軍艦を率ゐて、朝鮮に航し、大に畫策するところあらんとしたが、積弱の幕府としては、かやうな大業は成就さるゝに由がなかつたのである。

維新以後、朝鮮の屬邦問題を繞つて、日支の關係は惡化するのみであつたが、我が國の識者は日支親善の重要を思ひ、隱忍自重、國交の維持につとめた。彼等は何づれも日支兩國は極力その爭を避け、相提携して、西力の東侵に當らねばならぬと信じたのである。

しかし、公然と日支同盟を力說して、我が政府を警醒したのは、內閣御雇顧問のボアソナー

ドであつた。ボ氏は明治十五年朝鮮事變の起るや、この說を井上毅に說いて、政府に進言してゐる。同年八月九日、兩人の問答に、

予ノ考ヘニテハ、現今日本ノ最モ恐ルベキモノハ魯國ナリ、支那ハ日本ト戰ヲ開クトモ、魯國程ノ毒害ヲナスノ意志ナシ、何トナレバ支那ハ日本ト天然ノ同盟國ナリ、支那ハ日本ト人種、文字、風俗、宗敎ヲモ同フスルノ國ナレバナリ、到底歐洲に對し、東洋の勢威を張ランニハ、日支兩國協同スルニアラザレバ能ハズ、且今日歐羅巴人ノ支那、日本ヲ視ル常ニ輕蔑シテ一等ヲ下シ、決シテ同等視セザル程ノ有樣ナレバ、日支ノ協同ハ尙更緊要ノ事ナリ、故ニ現今ノ處ニテハ、到底日支協同ノ目的ヲ以テセザレバ不可ナリト思惟ス、今支那ト日本トノ間ニハ互ニ相好ミセザルノ情アリ、其故ハ究局支那ノ方ニ嫉妬心アリ、日本ハ小國ナルトモ、進步ノ敏速ナル遠ク支那ノ及ブ能ハザル所アレバナリ、乍去宇內ノ大勢上ヨリ觀察スルトキハ、日支兩國ノ東洋ノ關係ニ於ケル、到底此兩國ニシテ離ルレバ亞細亞破レ、合スレバ歐洲ニ拮抗スルヲ得ベク、兩國ノ協同ハ最モ肝要ナリト謂フベシ（秘書類纂、朝鮮交涉資料）

とあるごとく、彼は熱心に日淸韓三國の同盟を勸說した。このボ氏の說が、政府當局を動かしたことは明かである。岩倉、井上は、この主義によつて、朝鮮事變を處理したのである。故に岩倉は、朝鮮問題で日支相戰ふごときことあらんを憂慮し、

今日亞細亞全洲ニ在テ、僅ニ其獨立ノ權ヲ全フスルモノ獨リ我國ト淸國有ルノミ、苟モ唇齒相依リ、以テ獨立ノ堤防ヲ固クスルニ非レバ、西來ノ狂瀾ヲ永遠ニ禦グコト難カルベシ然ルニ區々タル朝鮮ノ爲メ、日淸ノ爭端ヲ開クニ於テハ、我ニ在テ一モ利スル所ナク、徒ニ歐洲ノ猾商ヲシテ、船艦武器ヲ賣售スルノ機ヲ得セシムノミ、

といひ、若し不幸にして兩國相戰ふがごときことあらば、その憂患測るべからざるものがあると恐怖したのである。

不幸ニシテ兵端一タビ開ケバ、互ニ競ヒ、交々激シ、數十年解ク可カラザルノ仇敵ト爲リ亞細亞ノ大勢復タ收拾ス可カラザルニ至ルベシ（○岩倉家文書）

と彼はいつてゐた。十一月井上外務卿が在歐の伊藤博文に告げた對韓淸方針も、岩倉のそれとその趣旨を同じうした。彼等は日支の提携は、西來の狂瀾を防ぐ防波堤なりと信じたのであ

る。

しかし、これ等の日支同盟は、一種の理想に過ぎなかつた。朝鮮問題を繞つて、日支の情勢は日に險惡を加へるのみであつた。これは我が誰しも極めて遺憾とするところで、その責任を分たねばならぬ伊藤などの堪へ得ることでなかつた。彼は明治二十五年一月、明治天皇に奏請するに、自ら支那に赴き、李鴻章と會談し、日支韓問題の根本解決を得んとしたことがある。

この時の伊藤の考へは、明治三十四年露國に行つて日露協商を締結し、露國の滿韓侵略を阻止せんとしたと同一で、支那に行つて日支協商を締結し、支那の朝鮮屬邦論を放棄せしめんといふのであつた。日露親善論者たる伊藤は日支親善論者で、平和裏に朝鮮問題を解決せんとしたのである。しかしこのことは果さなかつた。

この伊藤が、首相として日清戰爭を斷行せざるを得なかつたことは、運命の悲劇といはねばならぬ。だが、彼は如何に支那を破つても、清朝の滅亡、瓦解を招かしめてはならぬと大本營會議に於ては、軍部の强硬派を抑制してゐた。日清戰爭に於ける伊藤の對支政策は普墺戰爭に於ける普國のビスマルクの對墺政策であつた。彼は墺國を擊破しながらも、他日の提携を忘れず、その餘地を殘してゐた。伊藤の期するところはそこにあつたのである。

しかし、伊藤が、陸奥全權と講和談判に於て、支那の哀訴泣願に耳を傾けないで、遼東半島を要求しながら、三國干涉に遇つて直にこれを還付したのは、如何にも醜態であつた。かくて支那から得たものは、日本は支那分割の野望あるといふ猜忌の念と、日本は歐米を恐るゝこと虎のごとしといふ侮蔑の念とより外に何もなかつたのである。

列國の支那分割と我が保全論

日清戰後、支那積弱のさまが、中外に暴露、歐洲强國の分割の形勢が現はれて來たので、我が對支政策も自ら變化せざるを得なかつた。この變化は我が主義の變化でなくて、支那自體の變化からである。今度は同盟といふよりも保護、協力といふよりも扶掖となつた。さうしてその眼目は支那領土の獨立保全である。

支那領土保全に就いて思ひ出さるゝは、大隈重信である。大隈は、熱心な日支提携論者であつた。彼は日清役に際し、日本は遼東半島を一度獲ることはよろしいが、それは直に還付する

がよろしい。講和の後は、清國も我の親友である。その親友の發祥地たる遼東を取るのは、我の旨でないといつてゐたといふことである。

この大隈が、第一次内閣を組織した時は、歐洲諸强國の支那分割の情勢の定まつた時であつたので、彼は大聲叱呼して、支那保全の急務を說き、それが日本の責任であると論じた。彼は明治三十一年十月十九日、東方協會に臨み、『支那保全論』と題して大演說を試み、その筆記を英譯して歐米諸國に頒布すること一萬部に上り、大に内外の輿論を喚起したのである。

大隈は近時列國の支那分割は全く從來の歷史に見られないものであるといふのである。曰く、

支那の運命は今日岌々乎として甚だ危い、而して此危い運命は是までの運命と餘程性質が違ふので、是までの蒙古が這入つても、滿洲が這入つても、何處が這入つても、若くは周の時代には犬戎などが這入つても、皆な所謂中華といふと、支那人と化して仕舞ふ、所が今度は化して仕舞はぬ所の國民が追々這入る、而して眞に支那を一國にする性質にあらずして殖民とする、コロニーとすると云ふ性質の權力がアスコに來たと云のはアレはどうも私は數千年の歷史あつて以來、今日決して古今無い所の一つの出來事が起つたのであると思ふ、それ故に私は隣國たる日本の關係を持つて居るから、最も憂慮するのである、そこで此中に若し支那を自分の國にして仕舞と云ふ國があれば、詰り北京か、將た南京かに支那の都を遷さなければ、決してアノ支那は治められる國ではない、或は殖民地で治めんとするも、印度を治めるとか、緬甸を治めるとか、東京を治めるとか云ふさういふ譯にはいかぬ、支那は數千年の歷史を持つて居る大國民である、この國民を殖民として治める國があるか、ナカ〳〵是はムツかしいのである、而して又之を力を以て征服して一統する國があるか、斷じて是れは出來ないのであると私は斯う考へる、

といつて、大隈は支那のごとき國は、列國の殖民地としても、また征服しても治めらるゝ國でない、かやうのことは支那を混亂に陷入れるばかりであるから、我々日本國民は隣邦の誼として同種同文の誼として、これを扶助し、保全し、相携て東洋の盟邦として立たねばならぬといふのである。大隈はこれを以て日本の已を得ないが、光榮なる使命としたのである。曰く、

東洋の文明を進めて憐むべき清國の國民を地獄より極樂に導くと云ふ事業を全ふするといふことは、世界の平和、世界の文明に日本が最も光彩を加へるのである、

と、これは大隈の終生偷らざる對支意見であつたのである。

また代表的支那保全論者の一人として、近衛篤麿公がある、彼も明治三十一年列國の支那分割の形勢を觀て、四月、日清同盟論を提唱し、日清の協力によつてこれを防止せんとしたが、尋いで支那保全論を主張し、支那保全の大義を全ふするは、我が國民の義務であるといつてゐた。

東洋は東洋の東洋なり、東洋問題を處理するもの、固と東洋人の責務に屬す、夫の清國其國勢大に衰へたりと雖も、弊は政治に在りて民族に在らず、眞に克く之を啓發利導せば、偖に與に手を携へて東洋保全の事に從ふこと敢て難しと爲さず、

と、かくて、近衛は、この目的を貫徹し、國論を喚起するために、明治三十一年六月、東亞同文會を組織し、日清憂國の士が、互に提携することを考へた。次いで三十三年五月、南京同文書院を設け、三十五年一月、東京同文書院を設けて、彼我學生を多數に收容し、兩國民の敎育と親善とに盡した。近衛は東亞先覺者の魁と仰がるゝ人とて、その日支兩國に及ぼした感化、影響は尠なくなかつた。

こゝに注意したいことは、大隈にせよ、近衛にせよ、我が支那保全論は、眞の支那國民への同情から來てゐるので、何づれも、倫理的で、敎育的で、共存共榮的であることで、眞に支那を文明に進め、相携へて東洋の平和を護らうとするのである。これは、露國が嘗て唱へた支那保全論とは頗る意義を異にするのである。露國の藏相ウイッテは、日清戰役の結果、日本が遼東を領有せんとするを憂慮し、支那保全論を唱へた。彼は、

ロシアのためには、強大ではあるが活動的素質のない支那を隣接國としてゐることが最も利益である。これこそ東方におけるロシアの安全を保持する良策であり、ロシア帝國の將來の繁榮を保證する所以である。

と考へ、內閣會議では、ロシアの利益は、今後長い間、支那を現狀のまゝに置くことであると力說したといふことである。露國の三國干涸はかくして惹起されたものであるが、私はそこに自國の利益の外、何物をも顧慮せざる露國の對支政策を見出すのである、

我が國の支那保全論は、正義に立脚してゐたばかりでなく、また極めて公明であつたのである。伊藤博文は、我が百戰の後得た滿洲に於てさへ、完全なる門戶開放を主張し、明治三十九

年五月二十二日、首相官邸に、西園寺首相外大臣、元老、參謀總長等を會し、韓國統監としての彼は、滿洲に於ける我が軍部官憲の處置を非難し、駐英大使の抗議的書翰を提出して、その閉鎖主義で、解放主義に反するとて、その反省を求めたことがある。

このとき兒玉參謀總長が、伊藤の言を無責任者の批評とし、滿洲經營の上から、日本の特殊の施設の止むべからざることをいふや、伊藤はこれを駁した。

予の見る所に依ると、兒玉參謀總長等は、滿洲に於ける日本の位地を、根本的に誤解して居る、滿洲方面に於ける日本の權利は、講和條約に依つて露國から讓り受けたもの、即ち遼東半島租借地と鐵道の外には、何物もないのである、滿洲經營といふ言葉は、戰爭中から、我國人の口にするところで、今日では官吏は勿論、商人なども、切りに滿洲經營を說くが、滿洲は決して我が國の屬地ではない、純然たる清國領土の一部である、屬地でも無い場所に、我が主權の行はるゝ道理は無いし、隨つて拓殖務省のやうなものを新設して事務を取扱はしむる必要もない、滿洲行政の責任は、宜しく之を清國政府に負擔せしめねばならぬ、

我が國運を賭して、露軍を一掃した滿洲に於て、日本人に多少の特權を與へ、歐米人の活動を制限するのは當然であるともいはれよう。しかも、伊藤はこれを非とし、條約以外に我が權利はないといつて、經營といふ語さへ非認して開放主義を主張したが、誰も正面より、これに抗辯し得なかつたのである。○伊藤公秘錄　人或は伊藤の軟弱外交を譏るかも知れないが、私はここに我が對支政策の公明さを見出し得ると思ふのである。

滿洲に於てさへかやうであつた我が國が、清國領土一般に對して領土保全、門戸解放、機會均等主義を持してゐたことに疑がない。世界戰爭に於て獨逸より奪取した青島も、最初から清國に還付することを公言してゐたのである。

我が對支政策は、かやうに正義と公明とに立脚し、日支の共存共榮を旨としたものであるが、その結果は、日支同盟を理想とした時から、支那保全を使命とせし大正に至るまで、一として成功したものはなかつた。支那の我を信ぜず、我を親しまざることに變りがなく、以夷制夷の政策は益々盛んになるばかりである。共存共榮とは、我の專ら唱へ、我の專ら冀ふところで、彼に於ては、全く一顧だにされなかつたのである。その最も著しき例は、大正四年大隈內

閣の對支二十一ヶ條の要求問題であつた。

この要求は、日露戰役によつて得た滿洲の權益の後仕舞と世界戰爭の後仕舞として當然にやらねばならぬことであつたのである。この要求の根本的なものであつた南滿洲及び東部內蒙古に就いて見るに、日露戰爭の結果、日本は露西亞の權利をそのまゝ繼承したに過ぎなかつた。それで關東州の租借期限は二十五ヶ年で、一九二三年（大正十二年）には租借權を失はねばならぬ。南滿鐵道は三十六ヶ年の期限で、一九四〇年（昭和十五年）には支那が買收し得ることになつてゐる。安奉線も亦一九二三年（大正十二年）に返さねばならぬやうになつてゐた。かうして日本が支那に於て得た處のものは、何れも短期の利權である、期限は切迫してゐる。その改定は焦眉の急に迫つてゐた。若し期至つて尙ほ改定されないと、日本人は手も足も出ない破目に陷らねばならないのである。その上南滿洲では南滿鐵道の沿線に於ける僅の地域を除くと、日本人に土地賃貸及び所有の權利が與へられてゐなかつたので、邦人は支那人の名を借りて、米作に從事するといふ狀態であつた。これ等のことは當時の小村外相が既に決定して置かねばならなかつたのが、この時までそのまゝになつてゐた。それをこゝに決定しようといふのである。

また山東省問題にしても、當然なことで、青島は還付しても、支那に獨力でこれを維持する力がない、また支那は一種の外交政策で、何時沿岸島嶼を割讓するやうのことをなすかも知れない、支那の安全を保證するには、今日に於てこれ等のことを確定し、禍亂の根源を除くことは、最早や捨て置かれぬ焦眉の急であつた。

要するに、二十一箇條の要求は、支邦に對する我が當然の權益の主張であると共に、當然な我が權益を不確定にして置くより起る日支多年の紛爭を解決するものであり、また支那將來の安全を保障するものであつたのである。

かやうな我が當然の要求（その要求の方法は拙劣であつたが、）が、あの通りの結果となつて、支那は、この日支條約の締結日を國辱記念日とするといふ甚しきに至つたのである。この勢の激するところ、支那は抗日を標榜して支那を統一するといふ丁度明治維新に攘夷を表榜して日本を統一したごときことになつたのである。この結果が、遂に今回の日支事變となつたのである。

對支外交の精算と建設

以上は、維新以來對支外交の概略であるが、それが失敗の歴史であることは否認されぬ。我が求むる日支の親善は、遂に實現されるの機なくして、今日に至つてゐる。

その原因は何處にあるか、我々は何處に行かねばならぬか、日支外交七十年の歴史は何を指示するのであるか。その詳細を述ぶる暇がない。たゞ私は結論のみを述べたい。

日支外交失敗の原因の一つが、我が國にあることは否認されない、民族性が强烈で、愛國の精神に燃え、しかも狹量で、支那人を輕蔑する傾向のある日本國民は支那國民の生活を理解せず、同化し得ない、從つて眞の親睦を結び得なかつたのである。しかも、政府の政策は徹底せず、充分の恩惠を示すこともなければ、充分の威力を示すこともなかつた、とかく中途半んぱであつた、日清戰役などは、その好例であつた。これは決して支那國民を治むる所以でない。支那歴史の教ゆるところによれば支那を治むる要諦は三つある。その一は支那人と同化すること で、その二は支那流の政治を施すことで、その三は眞に威力を示すことである。漢人の傳統的思想は力に服從するといふ點である、眞に敵し得ぬ力と知れば倚據するのである、しかし、これ等の三は悉く日本人の能くするところでなかつた。そこに我が對支失敗の原因があるとは、好むと好まざるとにかゝはらず、何人も認むることであらう。ロンドン・タイムスは、昨年八月の紙上に、『日本人は彼等の征服した人民をして彼等を信ぜしむる能力を持つて居らぬ、この缺乏こそは、多分、彼等をしてアジア大陸に於ける最大の困難に遭逢せしむるものでなければならぬ』といつてゐた。これは反日外人の言だが我々の反省すべき多くがある。

しかし、公平な日支の歴史は、彼にも原因、しかも、最大原因を見認める。大隈は支那外交の缺點を論じて、その以夷制夷といふ病的民族性に歸し、その病的原因の到底除去されぬ中は支那興隆の機がないと歎息したが、日支の歴史はこれを是認する、しかし、何にが、かやうな病的民族性を養成したか。更に歴史は支那の政治が、常に多數國民の上に立脚しないで、少數權豪の手にあつて行はるゝからであるといふことを致へる。政治は、これ等權豪（今日は軍閥財閥、政治閥等の種々の派閥）の利益のためにのみ行はれ、國民の利害安否は問ふところでないからである。

このことは、今度の事變に於て最も能く證明された。彼等が敗戰に對して取る焦土清壁政策といふものがこれである。これは國民の幸福を旨とする政治組織に於ては到底行はれ得ないことである。

かやうに少數の權豪が、政權を維持せんとする。そこに無理が生ずる、これが惡政の原因となる自分の力のみでは、外國に對し、國家を維持し、國民を壓伏してゆかれぬ、また權豪と權豪との軋轢衝突が生ずる、そこで絶えず、外國の援助を求め、これを操縱しようとする。そこに、彼等の遠交近攻の策が生ずる。日本のごとく近かくて、うるさい兄弟分よりも、遠くて親切な英露などいふ友人に依賴するといふことになるのは當然である。ところが、今日の國際關係は、非常に複雜で、列國悉く利害關係を異にする、互に强弱がある、しかも、それ等の國が互に好飼好利を以て、支那國を懐柔せんとして競爭してゐる。そのさまは、一美人を得んとして、數人の遊冶郎が、鎬を削つて、手練手管を弄してゐるといふさまである。

國際間に正義道德の缺乏せること今日のごとく甚しきはない。恐らくは十九世紀以來ないことであらう。正義人道を口にする彼等も、黃河決壞、數十萬溺死の慘狀を見てもが咎むることさへ知らぬ。さうして武器を供給して見込なき戰爭を長がびかするのである。この國際情勢が支那國否な少數權豪のつけこむところである。彼等の以夷制夷といふ病的外交術の生まるゝ所以である。かやうな外交を巧妙にやるものが成功し、政權を維持し得るのである。蔣政權はかくして存在するのである。

しかし、自ら立つの實力がなく、他に依存し、他の操縱によつてのみ成功し得るものは、個人にないごとく、國家にもない。以夷制夷が病的外交といはるゝ所以で、何日かは收拾すべからざることになるはいふまでもないのである。

若し支那の政治が、國民の政治であり、外交が國民の外交であり、しかも列國が國際正義を以て、彼に接したならば、支那も今日のごとき政治、外交の甚しき行き詰りにはならなかつたのである。支那國民は勤勉にして、平和を愛好する、そこに平和を主とする政治、外交が起らざるを得ない筈である。

かやうに考へれば、日支外交の今日に至れる原因が了解されると思ふ。歷史は繰り返へすといふが、失敗を繰返へすことは歷史の敎訓を無視するからである。我々は後れたとはいひ、維

新以來の對支外交を再檢討し、精算すべきは精算して新なる建設に從事せねばならぬときである。

要するに今日は、從來の對支外交の二大思潮を解消して、新なる政策、方針を堅立して東洋に眞の平和と秩序とを建設すべきときである。しかし我々は歷史の示すところを離れてはならない。それで日支は飽まで共存共榮で行く、支那保全で行く、共に手を携へ協同して東亞の再建を爲すといふ考へでなければならぬ、これは支那同盟論者の主張に從はねばならぬ。しかし從來の對支政策の失敗を承認し、支那を全體として、歐米の殖民地的思想を排斥する、また派閥でなくて、國民を中心とする支那國民を相手とせねばならぬ。最も肝要のことは、我が實力を徹底的に示すことである。これは武力を以て、蔣政權を飽まで壞滅すると共に、歐米諸國の不當な干涉を排除して、眞に信賴するに足るは日本であるといふ思想を徹底することである。これ等は我が大陸發展論者の所論であると共に、支那五千年の歷史の指示するところである。

私は從來の歷史によつて、今回の日支事變を觀察して、かやうな結論に達したのである。私が始めて、このことを論じたのは、昨十三年三月三日の早稻田大學新聞であつたが、近時日本も漸く日支事件の眞目的を表榜し、持てる國の持たざる國のといふごとき愚論を排し、東亞協同、新秩序の建設を高唱するに至つたのを見て、歷史教訓の不滅なるを知つて滿足したのである。

東洋新秩序の建設、そこに我が肇國の精神があり、神武天皇の八紘一宇の理想がある。さうしてそれは我が歷史の指示するところである。（昭和十三年九月）

第二　外交と軍事

戰時大本營條例の回顧

內閣といひ、軍部といふも、陸軍といひ、海軍といふも、何れも國家の一機關として、互に協調して働かねばならぬことはいふまでもない。こゝに協調といふは、各機關互にその權威職責を守り、相侵犯することなくして、一致協力することである。これは當然なことながら、各機關互にその職責を異にするより、各々その權限を爭ひ、自己勢力の伸張を欲して摩擦を起し相尅を來すことは何時の時代にも免かれぬことである。

明治大正以來、かやうな摩擦相尅が多く我が國家發展の上に跡づけられる。例へば、明治六年の征韓論の問題等はその最初のもので、國權の擴張を主とする西鄕一派の軍部と內治の改良を主とする大久保一派の閣臣との衝突と見らるゝ。爾來兩者は深刻の摩擦を續けてゐたが、遂に軍部派の全敗となつて終局した。これが西南役である。日清戰役前に於ける政府と議會との衝突もこの好例で、民力の休養を冀ふ民黨議員と軍備の擴張を冀ふ政府（その中心は軍部）との衝突である。

陸海軍は、所謂鳥の兩翼、車の兩輪絕對に對立すべきものでないが、これすら時に摩擦、相尅が免かれなかつた。例へば維新當初は、陸軍より寧ろ海軍が重んぜられ、陸海軍といはず、海陸軍とされた程であつたが、薩が海軍を主とするに於て、長は陸軍を主とし、薩長の對立は延いて海陸軍の對立となつた。長に大村益次郎出で、山縣有朋出るに於て、陸は斷然海を壓して、陸主海從の勢を馴致するに至つた。日清戰役前後の情勢はこれであつた。

かやうなことは、時に止むを得ざることであるが、決して喜ぶべきことでない。競爭は進步の母といへば、摩擦や相尅も時に刺戟となり、進步となることもあらうが、國家の發展隆昌は決してかやうなものから齎らされなくて、國民各方面の一致協調から齎らされるものである。明治維新の大業成就、日淸、日露戰役の成功、その後の國勢の發展、何れもこれ等協調の上に立てられたものに外ならないのである。

私はこんなことを前提として、日清、日露兩戰役に於ける、戰時大本營條例の發布とその實施の實情とを考へて見たい。大本營條例が初めて公布されたのは、明治二十六年五月二十二日で、左の四ケ條から成つた。

第一條　天皇ノ大纛下ニ最高ノ統帥部ヲ置キ之ヲ大本營ト稱ス

第二條　大本營ニ在テ帷幄ノ機密ニ參與シ帝國陸海軍ノ大作戰ヲ計畫スルハ參謀總長ノ任トス

第三條　幕僚ハ陸海軍將校ヲ以テ組織シ其人員ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第四條　大本營ニハ各機關ノ高等部ヲ置キ大作戰ノ計畫ニ基キ其事務ヲ統理セシム

この戰時大本營條例が、始めて實施されたのは、明治二十七年日清戰役開始の時からで、最初參謀本部に大本營が置かれたが、後これを宮中に移し、更に廣島に進められたのである。

この大本營は全く、戰役に於て帝國陸海軍の大作戰を計畫する最高の統帥機關であつて、他の何物でもないことは、その條例の明文の示すところである。しかし、これが設定さるゝに於て二つの重大な目的が伴つて來たのである。その一は時の首相伊藤博文がこれによつて軍部を指導し、その協調を維持して交戰の目的を完全に達成せんとしたことであり、その二は山縣有朋、川上操六を首腦とする陸軍が、海軍を指導し、その協調を得て、大作戰計畫を遂行せんとしたことである。

伊藤首相は戰爭が將に開始せられんとするや、軍事作戰の狀も詳かにせねば、外交政略の目的を達することが出來ないと、自ら明治天皇に奏請して、大本營會議に出席を仰付けられることとなつた。これは二十七年七月二十六日であつた。

伊藤首相が、自から進んで大本營會議參加を奏請したことには、深き理由と決心とがあつたのである。伊藤はこの時陸奥宗光といふ名外相と手を握り朝鮮東學堂の亂を好機とし、清國を膺懲して、多年の朝鮮問題を解決せんと志したのである。伊藤は、この時丁度五十四歲、精神意氣のハリキツタ時である。一切の責任を負うて對清戰爭を處理せねばならぬ。これには外交のみではなく軍事までも指導し、軍部と完全に協調せねばならぬ。またそれでなければ外交を思ふまゝに操縱することが出來ぬと感じたのである。

伊藤がさう考へたのは、敢へて功名心からでない。當時の英露佛獨米等の諸國の情勢を熟察

してゐた結果であつた。それは何時干渉が起るか測り知れない。しかもその干渉には、必ず武力を伴ふといふことを見た。といふのは開戰前ならばいさ知らず、既に交戰中に起る干渉は武力でなければ、目的が達せられぬから、諸外國の干渉ありとすれば武力を以てするは當然である。この干渉に對應するには、速かに清國に對して大捷利を博し、帝國の地歩を占めて置かねば到底我が交戰目的を有利に達し能はぬと考へたからである。

伊藤首相は、陸奥外相と謀つてこの議を奏請した。明治天皇はこの奏議を嘉納し、八月三十日陸軍大將山縣有朋が第一軍司令官に任ぜられた時、有朋及びその幕僚を宮中に召し、伊藤首相と共に御陪食を仰付けられ、次の勅語を賜ひ、文武官相睽離することなく、軍事外交齟齬することなく、相應じて終局の目的を達するやうにと御諭しあそばされた。

第一　軍國ノ大針ハ文武相應シテ謀議周要ヲ要スル事

第二　特ニ軍事上ニ於テハ大本營ト出師首將トノ間其權域ヲ明カニシ謀議畫策其精神ヲ貫通シ遠算ナキヲ期スル事

第三　交戰ノ地海外ニ在ルヲ以テ陸海兩軍相待テ經畫ヲ爲スハ論ヲ俟タス故ニ大本營ノ命令ヲ遵奉スルノ外尚兩軍氣脈ヲ通シ齟齬失敗ヲ豫防スルノ方法ヲ執ル事

第四　交戰ノ韓地ニ在ルノ間ハ出師首將ト該國駐劄外交官ノ間各其奉スル所ノ職域ヲ踰越スルコトナクシテ氣脈ノ貫徹ヲ怠ラサル事

第五　國家全局ノ得失ハ獨リ交戰上ノミニ止ラス往々局外與國ノ干渉ヲ免ルヘカラサルヲ以テ外交ノ操縱ト軍事ノ方略ト相待チ齟齬スルコトナク終局ノ大計ニ注意スルコト最モ肝要ナル事

陸奥外相は、伊藤と固く組んで進んだが、山縣の出征には前支那駐劄代理公使小村壽太郎を隨行せしめ、山縣と駐韓公使大鳥圭介の間に斡旋し、軍事と外交と齟齬することなからしめんとした。陸奥は間接に小村を隨行せしめたといつてゐた。陸奥が、九月三日大鳥公使宛の書翰は能くこのことを物語つてゐる。

密啓、　陳は日清間の戰局も日々重大に相成候。付而は、今回山縣陸軍大將朝鮮に派遣相成候場合に立到候處抑も交戰國に於けるは、單一に敵國に對する抗戰のみに止らず、外與國との交渉關係を顧慮せざるべからず、又內に在つては、政府と軍衙との間に齟齬を生ぜ

さる樣注意すべく、又之と同時に當該軍衙と出征首將との間に衝突を生ぜざる樣及び出征首將と外交の衝に當る老兄との間、意見の齟齬を來さざる樣注意すべきこと極めて肝要に有之候を以て、聖慮周詳深く其邊に御注意被遊、去月三十日山縣大將其外軍務の樞機に預る人々と伊藤首相とを御前に召され、別紙の上諭を賜はり、一同御受申上候、因て玆に其寫を密封して御送附仕候間、老兄にも善く聖旨の在る所を服膺相成、充分御注意御從事被下度、且又別紙は極めて秘密に付、何人たりとも御示相成間敷候、今回公信を以て申進候通り、小村壽太郎を間接に山縣大將に隨行せしめ候も、前述の意味（尤も同人は別紙の事は承知不致候）にて、同大將と老兄との間に周旋爲致、如何に軍略上にても、外交上に著大の影響を生ずべき事柄は成丈け相避け候積りに候、此意味は小生山縣とも對話して同伯にも十分了解致し居候、右迄匆々頓首、

伊藤、陸奥の冀圖するところと、その意氣込とが察せられる。軍略上にも外交上に著大の影響あることは避けるつもりであるといふのは、深い意味があることゝ思はるゝ。これは大元帥たる明治天皇の叡旨として諭さるゝことであるから、何等異議の起きやう筈はなかつたのである。

しかし、大將戰陣に臨んでは、君王の命と雖も奉ぜざることありとは、軍の常道であるとすれば、伊藤首相や陸奥外相が外交を名として、この勅諭を奏請したことには重大の責任があるのである。だが、伊藤はそんなことに介意せず、大本營會議に出席しては、大に意見を提出し軍略にも容喙しようとしたらしい。二十七年十一月二十八日の郵便報知新聞は、次のことを報じてゐる。

御前會議の大議論、一昨日廣島より或方へ左の電報ありたり、

伊藤首相來著に就き、大本營に於て御前會議を開かれ、重大の件を議せしに、各幕僚皆肝膽を吐て日暮に至るも決せずして散會せり、此の日伊藤首相と樺山海軍々令部長との間に大議論ありしといふ、

伊藤首相と樺山軍令部長との大議論の趣旨は、固より之を知るを得ざるも、讀者若し二人の性行を兩々對照せば此裡の消息を知るに難からざるべし、

大議論の趣旨は、固より不明であるが、伊藤博文編の祕書類纂を見れば、伊藤が十二月四日

に、『威海衛を衝き臺灣を略すべき方略』といふを大本營に提出したことが記されてある。その末文に次の語がある。

本大臣身文官ニ首班シ、敢テ軍議ニ容喙セントスルニ非ズト雖モ或ハ徒ニ天候ニ抗シテ力ヲ靡耗シ、平和克復ノ機ヲ失フノ不利ニ陷ルナリ、又或ハ三旬ノ久キ客地ニ消費シ、以テ劍ヲ按ジ、腕ヲ撫シテ春暖融水ノ候ヲ待ツノ迂ヲ避ケンコトヲ欲スルニ必要ナルノミナラズ、事苟モ大局ニ關ス、今一片ノ愚衷ヲ披瀝シテ以テ當路萬一ノ參考ニ供セザルヲ得ザルナリ

とある。これが彼の抱負である。彼の眼中には陸海軍幕僚などはないのである。郵便報知の樺山軍令部長との大議論といふのは、こんな議論であつたのであらう。少なくとも、これに關係したものであるとは、日時の上から想像さるゝのである。

明治二十八年一月、清國から講和使節派遣の議があつたので、伊藤は講和豫定條約案を草して、閣議に付してその協同一致を得たので、一月二十七日これを大本營會議に提出し、その承認を求めたのである。この時は陸奥外相も出席してゐる。伊藤はかういつてゐる。

抑々宣戰講和ノ大權ハ素ヨリ陛下ノ掌握シ賜フ所ナリト雖モ、廟議ヲ確定セラルヽニハ、豫メ先ヅ時局ノ責ニ當ル閣臣ノ心ヲ悉シテ妥籌スベキト同時ニ飽迄帷幕ノ議ニ參ズル諸臣ガ協同一致スル所アルヲ期セザルベカラズ、然リ而シテ宸斷一タビ下リタル上ハ、當局者ハ宜ク之ヲ奉行スルノ責ニ任ズベク、又帷幕ノ臣僚ハ他日之ニ對シテ毫モ異ヲ挾ムベカラザルコトナリ、何トナレバ閣臣トイヒ、又帷幕ノ臣トイヒ、均シク皆ナ

陛下ニ左右シテ文武ノ兩班ノ上位ヲ忝フスルモノニシテ恰モ車ノ兩輪、鳥ノ兩翼アルガ如クナレバ、各相駢行均動シテ以テ人身ノ肢體ガ、其ノ頭腦ノ指令ニ應ジア常態ヲ顯ハスガ如クナルベシ、此ノ如ク苟モ廟議ヲ畫策スル所ノ閣僚兩臣ノ意思一ニ歸スルニ於テハ、從ヒ世上ニ如何ナル物議アリトモ敢テ顧慮スルニ足ラザルナリ

こゝに至つては、大本營幕僚は全く伊藤首相に制壓指導されたといつてよからう。しかし伊藤はこれによつて功に誇り、權を求めんとするのでなくて一に閣臣と幕僚との協同一致を求め、輔弼の大任を全うせんとしたに外ならないのである。さればこそ統帥權干犯の議も起らな

かつたのである。私はこの時のことを思ふごとに、伊藤の勇氣を稱するよりも、軍部の寛量を稱するのである。

日清役戰時大本營に就いて次に考へることは、陸軍の勢力の優越なことであつた。この時制度の上に於ては、既に海軍軍令部は陸軍參謀本部と獨立して、兩者は對等のものであつたが、參謀次長川上操六によつて支配された陸軍は、大本營條例によつてこの戰役に於ては、海軍軍令部長を一幕僚とし、陸軍の參謀總長の指揮下に置いて、大作戰計畫を按ずることゝしたのである。これは山縣や川上が、かうすることによつて陸海軍を完全に協同一致の策戰を取らしむるためであつたのである。思ふに山縣、川上が參謀次長として海軍に對して考へたことは、伊藤が首相として軍部に對して考へたと同一で、その根本は兩軍の協調を圖るに外ならなかつたのであらう。遺憾ながら陸軍に比して諸事に於て著しく發達の劣つてゐた海軍としては止むを得なかつたことであらう。

しかし、かやうな地位に置かるゝは海軍の決して好む所でなかつたのである。陸海軍豈に徑庭あらんやとは彼等の主張であつた。海軍のこの翼望が達せられて、戰時に於て同一對等の地位に於て、大作戰に從事することを得るに至つたのは、明治三十六年十二月二十八日改正の戰時大本營條例からであつた。これは、

第一條　天皇ノ大纛下ニ最高ノ統師部ヲ置キ之ヲ大本營ト稱ス

第二條　大本營ニ幕僚及機關ノ高等部ヲ置ク其ノ編制ハ別ニ之ヲ定ム

第三條　參謀總長及海軍軍令部長ハ各其ノ幕僚ニ長トシテ帷幄ノ機務ニ奉仕シ作戰ヲ參畫シ終局ノ目的ニ稽ヘ陸海兩軍ノ策應協同ヲ圖ルヲ任トス

第四條　陸海軍ノ幕僚ハ各其幕僚長ノ指揮ヲ受ケ計畫及軍令ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條　各機關ノ高等部ハ各其ノ幕僚長ノ指揮ヲ受ケテ當該事務ヲ統理ス

といふのである。これで戰時大本營にあつては、海軍軍令部長は參謀總長と等しく海軍の幕僚長として帷幄の機務に參畫し、兩者相對立して陸海軍の策應協同に從事することゝなつたのである。

この陸海對等に至るには、時の海相山本權兵衛の不撓の努力があつた。山本海相は二十六年發布の戰時大本營條例及び明治二十八年一月制定せられ、陸海軍協同作戰の指揮及び任務を規

定した防務條例が共に陸主海從の組織であることを遺憾とし、明治三十二年に是の改正を提議したが、陸相桂太郎の頑強な反對に遭つてまとまらず、海相陸相共に案を具して各〻奏請することとなつた。

これには明治天皇も御困惑あそばされて、これまでの條例で、日清戰爭も、北清事變も處理して格別の不都合がなかつた。陸海軍の妥協がならぬなら當分そのまゝにして置いてはどうかとの御思召であらせられたので、遂に改正を見るに至らなかつた。だが、明治三十六年になつて、日露の風雲益々急を告ぐるに至り、陸軍も遂に海軍の提議を容れ、十二月二十六日を以て改正條例が發布さるゝことゝなつたのである。これより先三十四年に防務條例が改正された。これで制度上に於ては、陸海兩軍の差等は全くなくなつた。たゞ實際上に於て、對等的な協調が出來るか出來ぬかは、一にその人にあることである。それには、傲骨な山本權兵衛は適任者であつた。彼は自ら是と信ずるところをとつて、山縣元老にさへ屈しなかつた。まして桂、寺内に屈することがない。かくて海軍の地位はその實質と共に著しく昂上されたのである。この海軍を以て、改正條例によつて戰はれたのが、日露戰役であつた。

日露戰役に於ては、日清戰役の例に倣つて大本營會議には首相桂太郎、外相小村壽太郎は陸相海相と共に出席仰付けられた。この時には最早や、輔弼閣臣と帷幄幕僚との問題も、陸海兩軍の問題も起らず、大元帥の下に一指亂れざる統裁を以て邁進することを得たのである。參謀本部と滿洲軍總司令部との間などに、時に作戰計畫の對立を來すことがあつたが、何つも神のごとき宸斷を以て、これを裁決したまうたのである。

以上は、日清日露兩戰役に於ける戰時大本營條例及びその實施の狀況であつた。前戰役に於ては、閣臣と幕僚、陸軍と海軍と時に摩擦相尅もあり、その制度は必ずしも完全でなかつたかも知れないが、時の首相にしろ、參謀本部にしろ期するところは兩者の協調にあつた。たゞ、その協調が一に事實と實情に則したもので、理論に則したものでないことがその特色であらう。こゝは實際責任の地位にある人の忘れてならないところである。（昭和十二年十一月）

第三　樺太島の放棄

退嬰外交の失敗

維新以來の我が外交の跡を檢討すれば、そこに幾多の失敗があり、遺憾に堪えぬことも尠なくないが、今日に於ても限りなき惋惜を感ずるのは、明治八年五月の、樺太千島交換條約である。

樺太島放棄の責任者は、參議兼開拓使長官黑田清隆であつたが、實は維新以來、樺太に對する我が消極退嬰的政策の然らしめたものである。岩倉具視は二年三月二十八日、蝦夷地開拓の議を朝議に附せんことを請ひ、次のごとくいつてゐた。

蝦夷地開拓ノ議ハ、多年有識者ノ論ズル所ト雖、幕府姑息ニテ此事ヲ施行セザリシハ遺憾ト謂フ可シ、夫レ魯西亞人ノ此土ニ垂涎スルコト實ニ久シ、天ノ皇國ニ附與セシ地ヲ棄テ顧ミズ、魯西亞人ヲシテ恣ニ蠶食セシメントスルハ是レ何事ゾヤ、

と開拓の急務を切言し、箱館平定を待つて、速かに著手すべしといつてゐた。そこで、五月箱館が平定するに及び、明治天皇は、五月二十一日親王、大臣、麝香間詰諸侯及び五等官以上の官人を大廣間に召して、皇道興隆、知藩事新置、蝦夷地開拓の三條を勅問したまうた。蝦夷地開拓の勅問は左のごとくである。

蝦夷地之儀ハ、皇國ノ北門、直ニ山丹、滿洲ニ接シ、經界粗定トイヘドモ、北部ニ至テハ中外雜居致候處、是迄官吏之土人ヲ使役スル甚苛酷ヲ極メ、外國人ハ頗ル愛恤ヲ施シ候ヨリ、土人往々我邦人ヲ怨離シ、彼ヲ尊信スルニ至ル、一旦民苦ヲ救フヲ名トシ、土人ヲ煽動スル者有之時ハ、其禍忽チ箱館松前ニ汲及スルハ必然ニテ、禍ヲ未然ニ防グハ、方今ノ要務ニ候間、箱館平定之上ハ、速ニ開拓敎導之方法ヲ施設シ、人民繁殖ノ域トナサシメルベキ儀ニ付、利害得失、各意見無忌憚可申出候事、

翌二十二日には、更に在東京の諸侯、中下大夫、諸官人、上士等に皇道興復、蝦夷地開拓の二條を勅問したまうた。かくて政府は、先づ議定鍋島直正を蝦夷地開拓督務に任じたが、七月

八日には開拓使を設置して、長官、次官の地位を各省の卿、大輔と等しからしめ、直正を長官に、清水谷公孝を次官に任じ、幾もなく東久世通禧を長官として、北門經營の任に當らしめた。また蝦夷地の稱を更めて、北海道とし、十一ヶ國に分割し、國名郡名を定めた。

當時の開拓方針は、明治二年九月、東久世開拓使長官の赴任せんとするときに、三條右大臣が特に一同に達した諭達に明かである。

第一　北海道は北門の要衝なるを以て、深く聖旨を奉體して撫育の道を盡し、教化を廣め、風俗を敦くすべきこと、

第二　內地人民は、土人と協和生業繁殖せしむべきこと、

第三　樺太は露人雜居の地なるを以て、禮節を主とし、條理を盡し、決して輕率大謀を誤る所業あるべからざること、

第四　官員協和戮力にあらざれば、遠大の業成功し難きにより、己を推し誠を披き、面從腹非の動作なかるべきこと、

土人に對しては、溫和協調、露人に對しては自重衝突を避け、平和裡に北海道の開拓を全ふし、そこに據つて、露國の南侵を防禦すべしといふ退嬰政策であつた。明治二年八月十七日參議廣澤直臣は、木戸孝允に書を與へて、次のごとくいつてゐた。

此節、大議事は蝦夷地の事に而、魯西亞の南遷する一朝一夕の策にあらず、ペイトル遺志を以て、段々屛呑する形勢可有之は不待論事候處、既に唐太え多人數相移し、兵隊を以て保護いたし、不容易模樣に相聞え、英佛公使よりも新聞申越し、彼是致心配居、實に前途皇國の大艱難は此事に有之、禍轉じて幸福與なる時機も可有之歟、至重至大の事にて、段々御評議有之候得共、一朝相決候得ば、又他說入其夕、相變候樣に而、最前御手續を以て開拓の御運び丈も、兎角小田原評定に而、日增秋冷に差向き、渡海の期を失ひ申間敷哉と不堪煩念、所謂寒地に入、鞠躬勉勵可仕抔と決心なる者には、種々樣々の人材有之、議論紛紜相纏り兼候事に御座候、

孰れ當年は兼而御決議の所を以て、先開拓すべき人員も澤山に相移し、來春氷海相解るの時に從ひ、大に被就御手度、いづれ來二月中、六ヶ月間に篤度其御備へ不相成而は不相濟次第、決局は大義名分のある所を以て、我邦土は寸地も不可失、締り不顧勝敗、戰爭を目

韵として、其下手する所は、先開拓を主一とし、魯人え對し候而は可堪を耐、可忍を忍、彼驕傲暴慢なき事を聞、

皇國億兆切齒憤懣に不堪時に至り、干戈相開候樣立至り候得ば、相應戰爭も出來可申歟、左すれば彼の曲非、萬國えも判然する所有之、名義の在る所、天助を得、安心にも立至り候節可有之歟に奉存、魯人に接する一大事に而、聊之事より鬪爭を引起し候而は、彼の術中に陷り、我曲を取る樣立至り候而は、千載の遺憾不可救の事に奉存候、

これは前記の東久世通禧が、開拓長官に任ぜられて赴任する前のことであるが、如何に露國の南侵を恐怖し、樺太の地に於て彼と爭ふことを避け、北海道の完全なる開拓によつて、これを阻止せんとしたかゞ思はるゝ。忍び得る限りは忍ばねばならぬとは當時の方針である。これは日露戰役前滿洲を放棄し、朝鮮の地によつて、露國の南進を阻止せんとしたと同一で、その消極退嬰策たるに相違がないのである。

されば、明治二年八月、開拓長官が、樺太の九春古潭の開港を提議したときも、外務省はこれを不可とし、次のごとくいつてゐた。

差當柯太は雜居之御條約に付、皇國御一手にて、開港之御取扱は斷然難相成、萬一只今之形勢にて開港を主張致し候ては、吹毛求疵之禍可有之候間、此儀も今暫御見合、柯太之形勢自然に皇國之版圖に歸候威力御保有之頃を待、篤と魯西亞は勿論、御條約濟各國へ御打合之上、正理を我方に取候はゞ、自然開港之權此方に歸し可申樣に致し度事に御座候間、暫御見合之方と奉存候事、

三年九月、外務大丞丸山作樂、箱館府權判事岡本監輔等が樺太を視察して歸京し、露國軍隊の母子泊占領の急を告げ、丸山のごときは、今に至つて斷然武力を以て、彼に當るでなければ、日本人は遠からず、樺太から一掃せらるべしと建言し、鍋島直正のごときは、兵を率ゐてこれを擊攘せんとまで主張し、廟議もやゝ動かんとしたが、この際最もこれに反對して、これを阻止したのは黑田淸隆であつた。彼はこの月樺太を視察して歸京するや、樺太放棄を主張したのである。彼は、

樺太の經略三つあり、斷然是を棄て魯西亞に付し、力を無用の地に勞せず、是を上策とす

たとひ一二歩を彼に讓ると雖も、徑界を確定し、多少の煩雜を省く、是を中策とす、雜居

の舊に仍り、事端を生ずる無らしめ、機を待て斷然之を棄るを下策とす、

といつてゐた。廟議は黑田の下策を採り、全く姑息に日を送つてゐたのである。實は未だ上策を採るの決心もなかつたので、先づ中策を採らんとし、三年正月以降、米國公使デ、ロングに國境確定に關する斡旋を依囑し、北緯五十度を以て分界とせんとしたが、英國公使パークスはこれを喜ばず、却て我に勸告するに、徒に領土を稱しながら、支配拓殖の實を示さゞるごとき地はこれを棄てゝ、その開拓費を他に流用するの適當なるを以てし、米國公使もその調停を辭し、樺太の寒地國益の尠なきを以てしたので、我が政府も益〻樺太開拓の熱意を喪失するに至つたのである。

しかし參議副島種臣が、明治四年十一月四日、外務卿に就任するに及び、樺太問題の解決を志し、この年五月、彼は樺太ポレエツツ灣に赴きて、露國全權と會し、樺太境界を協議しようとしたが行はれなかつた。五年四月ビュツオフなるものが、露國代理公使として新たに赴任して來たから、副島はこれと會して、樺太買收のことを提議した。彼自ら語るところによれば、二百萬圓を以てこれを買收しようといふのであつた。露國は丁度中央アジアで、英國と葛藤を生じ、極東に於て日本との親善を欲した際であつたから、談判は順潮に進んだが、未だ確定せざるに、臺灣問題が起り、次いで征韓論が廟堂の大問題となつたので、樺太問題は顧みるに暇がなかつた。

樺太はこんな具合であつたので、日露の間紛擾が絶えなかつた。その多くは、彼の侵略暴行によつて惹起されたもので、我が國民は住居に堪へずして、引上げるものが續出した。

かやうな情勢を見て、明治六年五月、黑田清隆は再び樺太放棄を建議し、無用の紛爭を避け專ら力を北海道の經營に盡さんことを以てした。その議に曰く、

臣嚮ニ言ス、彼地中外雜居ノ形勢ヲ見ルニ、僅ニ數年ノ安ヲ保ツ可クシテ、永ク其親睦ヲ全スル能ハズ、今速ニ之カ謀ヲ爲サヾルヲ得ズ、然ト雖モ事固ヨリ前後緩急ノ序アリ、北海道ノ近キヲ捨テ、樺太ノ遠ニ及スハ、策ニ非ルナリ、故ニ先鎭府ヲ石狩ニ置キ、諸藩ノ支配地ヲ收メ、氣脈ヲ通ジ、政令ヲ一ニシ、能者ヲ海外ニ招キ、將來ノ方法ヲ議定シ、百五十萬圓ヲ以テ歲額ト爲シ、北海開拓ノ進歩ニ從テ、漸次之カ謀ヲ爲スニ若カズ、獨リ力ヲ樺太ニ專ニスルニ至テハ、其成否臣ノ能ク逆料スル所ニ非ルナリト、廟議之ヲ嘉納シ臣

ヲシテ、歐米諸國ヲ經テ開拓ノ實況ヲ探リ、且其業ニ長ズル者ヲ招テ、以テ開拓ノ顧問ト爲サシム、臣ノ歸ルヤ超エテ兩使（明治五年壬申九月北海道開拓使樺太開拓使ヲ二ツヲ併シタルナリ）ヲ合シ、以テ諸藩ノ支配地ヲ罷メ、定額ヲ立ツ、是ニ於テ臣ノ歷見スル所ト教師ノ說トヲ、商量シ更ニ其方法ヲ議定シ、既ニ之ヲ實地ニ施ス、墾組其ヲ得バ、數年ノ後種植牧畜以テ、衣食ヲ給スルニ足ルベシ、加フルニ海產鑛屬ノ利ヲ起シ、有無ヲ通ジ、不足ヲ補ヒ、益之ヲ擴充セバ全道ト開拓功ヲ奏スル當ニ日アルベシ、獨リ樺太ノ事ニ至テハ、臣終ニ策ノ施スベキヲ覩ズ、即チ之ヲ敎師（矯龍等ヲ云フ）ニ質スモ亦奇策ノ以テ應ズルナシ、臣嚮ニ外國ニ赴クノ時ニ臨デ、上言シテ曰ク、力ヲ無用ノ地ニ用テ他日益ナキハ、寧ロ之ヲ顧ミザルニ若カズ、故ニ之ヲ棄ルヲ上策ト爲ス、便利ヲ爭ヒ紛擾ヲ致サンヨリ、一著ヲ讓テ經界ヲ改正シ、以テ雜居ヲ止ムルヲ中策トス、雜居ノ約ヲ維持シ、百方之ヲ嘗試シ、左支右吾遂ニ爲ス可ラザルニ至テ、之ヲ棄ルヲ下策ト爲スト、臣猶遽ニ之ヲ棄ルニ忍ビズ、姑ク方法ヲ立テ之ヲ實際ニ試ムル玆二年アリ、而テ猶未ダ成業ノ算ヲ定ムル能ハザル者ハ、地勢ノ已ムヲ得ザル所アレバナリ、夫楠溪ヨリ東北敷香ニ至ル九十四里、西北鵜城ニ至ル一百二十六里、其間人口僅ニ三千七十三人、其內土人二千百二十四人、而テ地方曠荒之ヲ墾スル經費巨大ト謂フベシ、昨壬申臣試ニ金六萬圓米五千石ヲ以テ歲額ト爲シ、附スルニ小汽船一艘ヲ以テシ、官員ノ給俸、人民ノ撫育、及往復運輸等ノ費用ヲ總計スレバ、曾テ其餘ル所ヲ見ズ、且其風土タル唯氣候寒烈ノミナラズ、土地磽确斥鹵ニシテ固リ栽培ノ施スベキニ非ズ、漁獵ノ利アリト雖モ衣食ニ給スルニ足ラズ、石炭ヲ產スルモ其得ル所ヲ償フ能ハズ、故ニ每歲夥多ノ金穀ヲ費シ之ヲ撫育スルモ、其人民遂ニ自立ノ產ヲ爲ス能ハザルベシ、然ラバ則力ヲ無用ノ地ニ用ル獨リ他日ニ益ナキノミナラズ、其計ルニ、樺太ノ如キハ姑ク之ヲ棄テ、彼ニ用フル力ヲ移シテ速ニ北海道ヲ經理スル者、今日開拓ノ一大急務ニシテ、抑又我國ノ富强ニ關スル所ナリ、且千八百六十八年ニ當リ、露國所有米利堅北方ノ土地大約十九萬八千方里其上又四萬餘人ヲ併テ、七百萬弗ヲ以テ米利堅合衆國ヲ賣ルモ、蓋シ善ク其得失ヲ豫算之謀アリ斷アリト謂フベシ、今樺太ノ何ヲ此ニ異ナラン、願クバ其名ヲ棄テ、其實ニ就キ、姑息ヲ去テ、果斷ニ出デ、速ニ富强ノ大本ヲ立テ、永ク國家ノ富岳ノ安ニ置ンコト、是臣ガ腹心ヲ披テ愚忠ヲ効ス所ナリト、

廟議は黑田の議を可とした。かくて征韓論の跡始末も出來たので、七年三月榎本武揚を特命全權公使として露國在勤を命じ、委するにその權を以てした。武揚は露國政府と談判數十回議漸く成り、明治八年五月七日、露國太公アレキサンドルゴルチヤコフと樺太千島兩島交換條約に記名調印するに至つたのである。

この條約成立するや、露國はその報酬として、日本に十ケ年間、その地の海關稅を免除するといふの一事を以てしたのを見ても、彼に得るところ多くして、我に失ふところ大なりしかが思はるゝのである。明治三十八年八月、我が小村全權は日露戰役の威を以て焦頭爛舌、必死の努力をしたが、遂に僅かにその南半を回復するに過ぎなかつた。我が退嬰外交の失敗がこゝに至つたのである。黑田のみを咎むるは當らない。しかし外交を說いて、こゝに至るごとに、我我は痛嘆止まざるものがある。（昭和十三年十月）

『外交と外交家』
定價一圓八十錢
昭和十四年二月十六日　印刷
昭和十四年二月二十日　發行

著者　渡邊幾治郎
東京市京橋區京橋三ノ一
發行者　千倉豐
東京市神田區神保町三ノ二
印刷者　山縣精一

發行所　東京・京橋第一相互館
千倉書房
電話京橋(56)三七一一 八八一六 七一九五
振替東京九七八
【外地定價　一圓九十八錢】

（勝井製本）

三陽堂　青野印刷所整版　山縣製本印刷株式會社印刷

前帝室編修官 渡邊幾治郎著

明治天皇と軍事

一兵一卒の辛勞を、聖躬を以て分たれつゝ、明治天皇は我國軍の基礎、我が國軍の精神動脈を築かれ給うたのだ。兵卒の心情、兵卒と士官、軍人と政治、文武の協力、戰爭と國民等、一つとして大御心を勞したまはぬはなく、又、一軍令、一規則の發布と雖も叡旨を煩はせられぬは無かつたのだ。本書は明治天皇の御心情より、日清・日露役當時、天皇が將兵、戰局國民に對し給へる御軫念、御苦悶の實を凡ゆる記錄より我が同胞に明かにせんとしたのだ。

價一圓七十錢 送料十四錢

前帝室編修官 渡邊幾治郎著

日本戰時外交史話

日清、日露、世界大戰等々の戰前、戰時、戰後を通して、如何に日本が外交戰に闘ひ來つたか、歐米强大國家の巧妙、强力なる外交戰術に直面して、或る時は失敗、或る時は隱忍、或る時は捨身の突進、或る時は天祐。是ぞ一切を偽らざる日本の對外發展の貴重なる體驗告白だ。此の祕錄に滿溢する大外交家の活躍、廟堂の苦心、國民の血涙の跡を見よ。而して現下日本を圍繞する彼等の傳統的手段を再認識せよ。此の書こそ今日今後の日本外交の大方向を示唆する唯一の書なのだ。

價一圓七十錢 送料十四錢

前帝室編修官 渡邊幾治郎著

明治天皇と明治の建設

本書は、明治天皇を大明治發展史の上より拜察せる貴重稀有の史實である。大明治の建設當初より、明治天皇の憲法・教育・政治・外交・軍事・社會問題に對して注がせ給へる御精神、國民の痛苦窮乏に對して傾けさせ給ひし御軫念、國民本位と進歩建設を常に政治の第一義とされ給へる御叡慮、および幾度かの國家の危機、危局に際して注がせ給へる御努力を、前人未發の史實より明かにし、いはゆる大明治精神の眞相の何たるかを語り、現代日本の萬人の胸奥に、新なる自覺と反省を喚び起さんとする不朽の大經綸だ。

價一圓七十錢 送料十四錢

32.6.14

前帝室編修官 渡邊幾治郎著

明治天皇と輔弼の人々

價一圓七十錢 四六判三八二頁 送料十四錢

吾々の生活に人生に重大な指針を與ふる不朽の大祕錄！

本書は如何に偉大なる君臣關係が明治發展の大動力となれるかを明にし、民族興隆の裏面に或は國家艱難時代を突破し得た裏面に存在する祕史を著せるものだ。

明治天皇を御輔導御輔佐申上げし名臣の苦心、十人十傾向の偉材の才能と器量をよく伸させ給ひ、用ひ給ひ、統御し給ふ御軫念、彼等に注ぎ給ひし御愛情等を、貴重なる史實によつて明にしたのだ。

新訂增補出來！

東京・京橋 第一相互館 千倉書房 振替東京 九七八

★外交の二大權威書☆

前帝室編修官 渡邊幾治郎著

日本近世外交史

明治維新以來、諸國の領土保全と略奪、開國の先進歐米強帝國主義的侵略と變遷、強國の期待を受け、隣邦支那の交渉を、我が國は、光榮ある歷史を、正義と人道とを、國力の充實を、期して、內政の發展を、內外に、明かにせんとする。

本書は、日支事變の因つて起れる國際情勢を、明かに、英蘇兩國の對日政策を、解剖し、國際關係を、檢討し、日本の立場を、明かにし、東南不可侵條約を、蔗溝橋事件を、發端として、西安事件を、南京攻陷を、豫測し、蔣介石の抗日政策を、絕叫し、英米の對日政策を、衝突し、廣東の陷落を、前提として、日本の國策を、論じ、國際的に、處理せんとする。

本書は、明治天皇の、教育勅語渙發の由來を、中心とせる、名著である。

明治天皇と教育

教育勅語渙發の由來を中心とせる名著

渡邊幾治郎著 四六判 三五四頁 定價一圓八十錢 送料十四錢

元駐獨大使 本多熊太郎著

日支事變外交觀

本書は、日支事變の因つて起れる國際情勢を、明かにし、日本の國策を、說き、日支の國交を、調整し、東亞の安定を、期する、ものである。

魂の外交

日露戰爭に於ける小村侯の外交魂を說ける名著

本多熊太郎著 四六判 三七二頁 定價一圓六十錢 送料十四錢

菊判箱入五〇八頁 定價三圓五十錢 送料二十二錢

四六判 三四六頁 定價一圓八十錢 送料十四錢

美術書籍
三昧堂
銀座・座銀
電話・銀座(571)一八〇八番